(同二三〇)

指定する医薬品の一部を改正する件



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目 次

〇円借款の支出期間の延長に関する日

「その他告示

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

省 令

〇医薬品、 及び安全性の確保等に関する法律施 医療機器等の品質、

有効性

行規則の一部を改正する省令

〇飼料及び飼料添加物の成分規格等に 関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働八四

〇医薬品、 労働大臣の指定する医薬品の 四十九条第一項の規定に基づき厚生 及び安全性の確保等に関する法律第 改正する件(厚生労働二二九 医療機器等の品質、 有効性 一部を

〇医薬品、 及び安全性の確保等に関する法律第 性があるものとして厚生労働大臣の 五十条第十一号の規定に基づき習慣 医療機器等の品質、 有効性

(農林水産三八) 法規的告示

する件(防衛一八七~一九一)

験並びに水上標的に対する射爆撃訓

官庁報告

〇海上における空対空射撃訓練及び水

る件 (同一九三)

の間の口上書の交換に関する件 本国政府とチュニジア共和国政府と (外務三二〇)

〇保安林の指定をする件

(国土交通八三四)

O旅行業法の規定に基づく登録事項の

変更の件 (観光庁七)

〇海上における空対空射撃訓練を実施

〇海上における空対空射撃訓練及び試

皇室事項

練及び試験を実施する件(同一九二)

Ŧ.

官庁事項

上標的に対する射爆撃訓練を実施す

東北地方整備局公示(東北地方整備局)

〇海上における水上標的に対する射爆

日本産業規格

産

業

(厚生労働省・経済産業省)

撃訓練を実施する件(同一九四)

(農林水産一二三九~一二四三)

〇砂防法第二条の土地を指定する件

ᄪ 公安調査庁

叙位·叙勲

t

人事異動

会社その他

国会事項

〇道路に関する件 (東北地方整備局六二) 〇道路に関する件

(関東地方整備局一八三)

〇浄化槽の型式の認定を更新した件

(中部地方整備局七八)

相続、

再生、

所有者不明関係

裁判所

公示催告、 破産、 特別清算

諸 事 項 公 告

六

省

令

〇厚生労働省令第八十四号

の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。五号)第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 令和七年八月二十五日

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正す厚生労働大臣 福岡 資麿

省令第一号)の一部を次の表のように改正する。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生

(傍線部分は改正部分)

六十~百四十二 (略)	mg ー ペ	一~丘十九の七 (各)有機薬品及びその製剤(略)	別 薬 (略)	八の五~八の二十三(略)	○・三 鸣以下を含有する注射剤を除うチドをPTH(一三十四)として製剤。ただし、一M中パロペグテリパ製剤。ただし、一M中パロペグテリパ製剤。ただし、一M中パロペグテリパリアを含まる	八の四 パロペグテリパラチド及びその一~八の三 (略)	有機薬品及びその製剤(略)	別表第三 (第二百四条関係)	改正後
六十~百四十二 (略) 五十九の八~五十九の二十七 (略)		一〜石上九の七(各)有機薬品及びその製剤(略)	九~十九 (略)	八の		(新設) (略)	有機薬品及びその製剤(略)	別表第三 (第二百四条関係)	改正前

この省令は、則 公布の日から施行する。

〇農林水産省令第三十八号

規定に基づき、 定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の

令和七年八月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

> ように改正する。 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次の 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

	四 改 正 前
飼料一般の成分規格並びに製造、使用及	1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及
び保存の方法及び表示の基準	び保存の方法及び表示の基準
(1) (昭)	(1) (昭)
(2) 飼料一般の製造の方法の基準	(2) 飼料一般の製造の方法の基準
ア〜ニ (略)	ア〜二 (略)
ヌ 安息香酸は、豚を対象とする飼料(飼	ヌ 安息香酸は、 <u>体重がおおむね70kg以</u>
料を製造するための原料又は材料を含	内の豚 (種豚育成中のものを除く。)を
む。)以外の飼料に用いてはならない。	対象とする飼料(飼料を製造するため
	の原料又は材料を含む。) 以外の飼料に
	用いてはならない。
쓳~刀 (晃)	そ~7 (略)
(3)~(5) (路)	(3) \sim (5) (略)
2 ~ 6 (略)	2~6 (昭)

則

この省令は、 公布の日から施行する。

法 規 的 告 示

〇厚生労働省告示第二百二十九号

告示第二十四号)の一部を次の表のように改正する。 関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省 五号)第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年八月二十五日

	一一~七 (略)
のを除く。)	のを除く。)
て、人の身体に直接使用されることのないも	て、人の身体に直接使用されることのないも
されることが目的とされている医薬品であっ	されることが目的とされている医薬品であっ
次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用	次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用
改正前	改正後
(傍線部分は改正部分)	

令和七年八月二十五日

そ

の

他

朩

外務大臣臨時代理 外務大臣臨時代理

芳正

八 そ剤を除く。)。 ただし、二以上の有効成分 含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺 を含有する製剤にあっては、 水和物及びそれらの塩類を有効成分として 次に掲げるもの、その誘導体、それらの 次に掲げるも 八

(1) (541) 略

セペタプロスト

(543)(1049) 略)

九 (1253) 略 略

(1051)| (1050)| ボルノレキサント

のに限る。 そ剤を除く。)。 ただし、二以上の有効成分 を含有する製剤にあっては、次に掲げるも 含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺 水和物及びそれらの塩類を有効成分として 次に掲げるもの、その誘導体、それらの

(1) (541) 略

(新設)

(542)(1048)

略)

(新設)

(1049)

(1251)略

九

○厚生労働省告示第二百三十号

関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品 五号)第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に (昭和三十六年厚生省告示第十八号)の一部を次の表のように改正する。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

ボルノレキサント及びその製剤 後 四十~四十三 (新設) ~三十九 改 略 略) 正 前

四十

〜三十九

略

改

正

四十一~四十四

(略)

〇農林水産省告示第千二百三十九号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年八月二十五日

の二、三四八三、三四八四、三四八九、三四九 三一三四、字八之久保三四八二の一、三四八二 ○、三四九一の一、三四九一の二、 丁字中山田三一一四、三一一七の一、三一二五、 指定の目的 保安林の所在場所 長崎県南島原市北有馬町 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎 三四九二

指定施業要件

次の森林については、 主伐は、

七筆について次の図に示す部分に限る。)、 三四九〇・三四九一の一・三四九二(以上 一・三四八二の二・三四八四・三四八九・示す部分に限る。)、字八之久保三四八二の 三・三一三四(以上七筆について次の図に 二五・三一三一・三一三二の一・三一三

その他の森林については、主伐に係る伐

主伐として伐採をすることができる立木

3

ものとする。

の図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 及び樹種次のとおりとする。

二十五条第一項の規定により、 の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

令和七年八月二十五日

遊一二六二の一、一二六四の一 保安林の所在場所 長崎県長崎市高浜町字馬

指定施業要件

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

択伐によ

字馬遊一二六二の一・一二六四の一(以

立木の伐採の方法 択伐によ

三四八三、三四九一の二 字中山田三一一四・三一一七の一・三一

採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 そ

〇農林水産省告示第千二百四十号

農林水産大臣 小泉進次郎

次の森林については、 主伐は、

2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。 上二筆について次の図に示す部分に限る。)

3 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

4 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

> (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 次のとおりとする そ

間

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に

〇農林水産省告示第千二百四十一

の指定をする。 令和七年八月二十五日 農林水産大臣 小泉進次郎

野字笹尾三二四八 指定の目的 土砂の流出の防備

保安林の所在場所 神奈川県相模原市緑区

. 牧

指定施業要件

立木の伐採の方法

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 は、当該立木の所在する市町村に係る市 主伐として伐採をすることができる立木 主伐は、択伐による

0

二 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供 する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神

二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 〇農林水産省告示第千二百四十二号 の指定をする。 令和七年八月二十五日 、次のように保安林第二百四十九号)第

字中洞二三四七、二三四八、二三五八、二三五 保安林の所在場所 岐阜県郡上市美並町上田 農林水産大臣 小泉進次郎

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種 次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

る。 阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐

〇農林水産省告示第千二百四十三号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、 次のように保安林

令和七年八月二十五日

字向ケ佐古一二三二〇、一二三二一、一二三二 向ケ迫一二三一八、一二三一九、一二三二二、 二八、一二三三一の一、一二三三一の二、一二 一二三二三、一二三五、一二三二七、一二三 保安林の所在場所 山口県周南市大字巣山字 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 水源の涵養 指定施業要件 一二三二六、一二三二九、一二三三〇

立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、択伐によ

2 その他の森林については、主伐に係る伐 について次の図に示す部分に限る。) 六・一二三二九・一二三三〇 (以上十五筆 三一の一・一二三三一の二・一二三三三の 三二二二三五五十二三二七十二三三 一・一二三三三の二・字向ケ佐古一二三二 字向ケ迫一二三一八・一二三一九・一二

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

〇国土交通省告示第八百三十四号 備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に

で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 一号)第一条の規定に基づき、 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の 告示する。

国土交通大臣 中野 洋昌 \equiv

令和七年八月二十五日

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(二) 砂防法第二条の土地の表示

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野 る道路のうちその接している区間の道路敷 次に掲げる土地及びこれらの土地に接す

一八号上河内谷 二番から四番まで ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から七 号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号 げる土地の区域を除く。) を結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野 二一号山越 一九番一 二号

二二号河内谷 一 一 番 番 一九番二 一号 六号及び七号

二八号上河内谷 五号

二番 四 号

四番

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

る河川及び道路のうちその接している区間の 河川敷及び道路敷 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接す

福井県小浜市奈胡

一二号奥奈胡坂 二番一 三番から五番まで

五七号森ノ下五六号奈胡坂 六番一及び六番二 一三番及び一四番 一番及び二番

〇観光庁告示第七号

のとおり公示する。 録研修機関第六十七号)から旅程管理研修業務を 第十二条の十七の規定に基づき、広昇株式会社(登 で、同法第十二条の二十八第二号の規定により次 行う事務所の所在地を変更する届出があったの 旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号)

令和七年八月二十五日

住所の変更 観光庁長官

村 田

茂樹

変更後 変更前 一七十八番二号二階 四百六十 大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁 百

期

変更の年月日 令和七年七月十四日

〇防衛省告示第百八十七号

令和七年八月二十五日

法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する 令和七年九月一日から同年十月三十一日 までの間、○八○○から一七○○まで。 防衛大臣 中谷 元

期

間

域 日高沖海面の次のアから切までの六点を 順次結んだ線並びに⑦及び切の二点を結

区

北緯四一度四三分○九秒

北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒

(ウ) 東経一四二度〇七分四七秒

北緯四一度二七分一〇秒 東経一四二度〇五分一七秒

北緯四一度四四分○九秒 東経一四二度四二分四六秒

航空機 (カ)

実施機

等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存

○防衛省告示第百八十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

区

令和七年八月二十五日

間 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する 令和七年九月一日から同年十月三十一日 までの間、○八○○から一七○○まで。 に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷 元

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

に規定する休日を除く。

での間 空で海面から高度九、一四四メートルま んだ線により囲まれる海面並びにその上

東経一四二度五九分四六秒

北緯四一度四五分三九秒 北緯四一度二〇分一〇秒

(才) (I

東経一四二度五七分四六秒

二前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である。 世界測

域 日高沖南方海面の次の穴から少までの

を結んだ線により囲まれる海面並びにそ の上空で海面から高度無制限までの間 点を順次結んだ線並びに⑦及び②の二点 北緯四一度三八分一四秒

北緯四一度四〇分四五秒 東経一四二度五九分四六秒

北緯四一度三三分一○秒 東経一四三度二九分四六秒 東経一四三度二六分二六秒

(工) 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四三度一九分四六秒

北緯四一度一○分一○秒 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒

北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度〇九分四七秒

(カ

北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度〇七分四七秒 東経一四二度五九分四六秒

その他 実施機 航空機

等が存在しないことを確認しながら実在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存

〇防衛省告示第百八十九号

地系の数値である。

二前記区域の各点の経緯度は、

世界測

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

令和七年八月二十五日

期 間 までの間、○七○○から一八○○まで。 令和七年九月一日から同年十月三十一日 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する に規定する休日を除く。 防衛大臣

域 三沢沖海面の次のアから別までの六点を までの間 空で海面から高度一〇、六六八メートル 順次結んだ線並びに⑦及び切の二点を結 んだ線により囲まれる海面並びにその上

北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四三度一九分四六秒

(1) 北緯四○度五三分一○秒 東経一四三度一三分四六秒

実施機

航空機

官 その他 実施機 区 期 する。 ○防衛省告示第百九十号 令和七年八月二十五日 域 間 航空機 (エ) (才) (工) (ウ) (1) までの間 (カ) (才) 二 前記区域の各点の経緯度は、 に規定する休日を除く 地系の数値である。 北緯四○度○○分一○秒 北緯三八度四八分〇一秒 北緯三九度二〇分二七秒 東経一三八度五九分四八秒 北緯四○度○○分一○秒 東経一三八度二二分五二秒 東経一四二度〇九分四七秒 北緯四○度五○分一○秒 北緯三九度一四分五八秒 東経一三八度三九分〇四秒 東経一三八度五九分四八秒 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四二度一〇分四七秒 北緯四○度五○分一○秒 東経一四二度五九分四六秒 防衛大臣 中谷

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施 (ウ) 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 北緯四○度四四分一○秒 東経一四二度五九分四六秒 世界測 元 区 期

令和七年九月一日から同年十月三十一日 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○七○○から一九○○まで。

佐渡沖海面の次のアから対までの五点を 空で海面から高度一〇、六六八メートル 順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点を結 んだ線により囲まれる海面並びにその上

東経一三八度〇五分三七秒

その他 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、

前記区域の各点の経緯度は、 世界測

地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

令和七年八月二十五日

域 間 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する 令和七年九月一日から同年十月三十一日 までの間、○七○○から一七○○まで。 に規定する休日を除く 防衛大臣 中谷

までの間 空で海面から高度一〇、六六八メートル 響灘沖海面の次のアから別までの六点を んだ線により囲まれる海面並びにその上 順次結んだ線並びに⑦及び切の二点を結 北緯三五度〇〇分一一秒

(ウ) (1) 北緯三四度四六分一一秒 東経一三〇度〇一分五二秒 東経一三〇度三一分五一秒

(エ) 北緯三四度二五分一一秒 北緯三四度一七分一二秒 東経一三〇度一二分五二秒

北緯三四度三〇分一〇秒 東経一二九度五五分五二秒

(カ) (才) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五一分四六秒

期

航空機 東経一二九度四五分五二秒

その他

射撃訓練は、

前記区域に航空機が存

等が存在しないことを確認しながら実

区

域

在しないこと、また、射撃海面に船舶

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、 世界測

上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり ○防衛省告示第百九十二号 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水

令和七年八月二十五日

防衛大臣

中谷

元

(1)

北緯三六度三八分三六秒 東経一四一度二〇分四八秒

東経一四一度二〇分四八秒

北緯三六度○五分○○秒

前記区域に航空機が存 区 期 域 間 若狭湾北方海面の次のアからオまでの五 令和七年九月一日から同年十月三十一日 までの間、○七○○から一九○○まで。 点を順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点

トルまでの間 北緯三九度二七分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒

の上空で海面から高度二四、三八四メー を結んだ線により囲まれる海面並びにそ

(ウ) (1) 北緯三七度一四分一一秒 北緯三六度三三分一一秒 東経一三六度〇九分四九秒

北緯三七度四○分一○秒 東経一三四度四四分五〇秒

(エ)

東経一三三度二四分五〇秒

(才) 北緯三八度三三分一○秒 東経一三四度〇一分五〇秒

実施機

その他 に船舶等が存在しないことを確認しな が存在しないこと、また、射爆撃海面 射爆撃訓練等は、前記区域に航空機 期

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、 世界測

区

○防衛省告示第百九十三号

する射爆撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年八月二十五日 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対

間 令和七年九月一日から同年十月三十一日 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○七○○から一七○○まで。 に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷 元

空で海面から高度一二、一九二メートル 順次結んだ線並びにア及びオの二点を結 百里沖海面の次のアから付までの五点を までの間 んだ線により囲まれる海面並びにその上

その他 実施機

航空機

(才)

東経一四二度一三分四七秒 北緯四○度二四分一○秒

二前記区域の各点の経緯度は、 ら実施する 地系の数値である。 船舶等が存在しないことを確認しなが 存在しないこと、また、射爆撃海面に 世界測

(ウ) 北緯三六度四〇分四三秒 一四二度一〇分四六秒

(才) (エ) 北緯三六度○五分○○秒 北緯三六度〇九分五九秒 一四一度五九分五二秒

その他 実施機 航空機 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が 四一度四六分〇四秒

二前記区域の各点の経緯度は、 船舶等が存在しないことを確認しなが 存在しないこと、また、射爆撃海面に 世界測

〇防衛省告示第百九十四号 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次 地系の数値である。

のとおり実施する。 令和七年八月二十五日

防衛大臣 中谷

域 間 令和七年九月一日から同年十月三十一日 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○七○○から一八○○まで。 に規定する休日を除く。

空で海面から高度一〇、六六八メートル までの間 んだ線により囲まれる海面並びにその上 順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点を結 三沢沖海面の次のアから付までの五点を

北緯四○度五○分一○秒 東経一四二度一〇分四七秒

東経一四二度五九分四六秒 北緯四○度五○分一○秒

北緯四○度四四分一○秒 東経一四二度五九分四六秒

北緯四○度二四分一○秒 東経一四二度三二分四七秒

射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

令和七年八月二十五日

に基づき公示する

〇東北地方整備局告示第六十二号 次のように道路の供用を開始するので、

規定に基づき、告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間 般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日 東北地方整備局長

開始の期日 令和七年八月二十五日 兀

+

六

号

盛岡市上太田下川原無番から同市上厨川字川

用

開

始

0

区

図

面

覧

場

西村 縦

拓 所

原無番まで

手東

河川国道事務所
北地方整備局及び同局岩

宛、

路

〇関東地方整備局告示第百八十三号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、 令和七年八月二十五日 令和七年八月二十五日から二週間 般の縦覧に供する。

関東地方整備局長

雅道

始 0 間 図 面 橋本

:図面に表示する部分のみ。) 田市芳田字上西ノ原一七九三番一八地内 区 (ただし、 関 野関 (国道事務所) 東地方整備局及び同局長 縦覧 場 所

〇中部地方整備局告示第七十八号 供用開始の期日 令和七年八月二十五日 +

八

号

路

線

名

もって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、 化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十六条の規定に基づき、

認定更新番号表

中部地方整備局長 森本

輝

(令和7年8月24日)

" - "	" -7	" " ——————————————————————————————————
"	" — 6	"""一003型
"	" — 5	"""一0.2型
"	" — 4	" " — — C 1 型
" -	" — 3	" " ——B3型
"	" — 2	" " ——B2型
"	" -1	" " ——B1型
5-25K-H-002	5 - 20 - H - 001	NK-CPI-A型
		日理式浄化槽
		代表取締役 光本 翼
		日本理化工業㈱
更新後の認定番号	更新前の認定番号	数 造 業 者 名代表 者 名符 化 槽 名 称

玉 会 事 項

衆 議 院

議員当選報告書受領

内閣総第四五号 八月二十一日石破内閣総理大臣から額賀議長 次の報告書を受領した。

令和七年八月二十 一日

充による当選人について、別紙のとおり総務大臣 出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補 項の規定により報告する。 から報告があったので、 令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選 公職選挙法第百八条第一

令和七年八月二十四日付けを

同法第十九条の規定

等の名称衆議院名簿届出政党 当選証書付与年月日 当 当 選 選告示年月日 選人決定年月日 期 日 立憲民主党 令和七年八月 令和七年八月二十一日 令和七年八月二十日 令和六年十月二十七 十一日

答弁書受領

住 当

ける中国資本による土地取得と安全保障上の懸 対する答弁書 ための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に 衆議院議員松尾明弘提出「国民の安全・安心の 念に関する質問に対する答弁書 衆議院議員吉川里奈提出瀬戸内海・笠佐島にお

衆議院議長 おける欠員による繰上補充による当選人に 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区に 額賀 福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

選 所 香椎一二号棟 団地一番一二一三〇二 団地一番一二十三〇二 丸尾 圭祐

高騰やデジタルトランスフォーメーション対応 衆議院議員山井和則提出歯科医療機関への物価 八月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

> 問に対する答弁書 衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博海外パビ リオン建設工事請負代金未払い問題に関する質

衆議院議員緒方林太郎提出日中間の文書に関す 質問に対する答弁書 衆議院議員櫻井周提出インターネット上で選挙 に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する

衆議院議員緒方林太郎提出報道に関する質問に る質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭提出国民健康保険被保険者 等の必要な医療の確保に関する質問に対する答 対する答弁書

射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特衆議院議員山崎誠提出「青森県との高レベル放 する質問に対する答弁書 定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関

する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関 衆議院議員山崎誠提出六ヶ所再処理工場で発生 する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出令和六年度決算における 衆議院議員山崎誠提出原子力発電所へのドロー 質問に対する答弁書 ンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する

事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質 衆議院議員阿部知子提出東京電力福島第一原発 決算剰余金に関する質問に対する答弁書 問に対する答弁書

女系に拡大することの意義に関する質問に対す 衆議院議員たがや亮提出皇位継承資格を女子・ る答弁書

衆議院議員中谷一馬提出政権に関する質問に対 する答弁書

答弁書 えた石破内閣の経済政策に関する質問に対する 衆議院議員中谷一馬提出参議院選挙結果を踏ま

衆議院議員中谷一馬提出外国勢力によるSNS 等を通じた選挙への介入に関する質問に対する

衆議院議員鈴木敦提出政見放送の情報アクセシ ビリティに関する質問に対する答弁書

場におけるマネー・ローンダリングの防止に関 衆議院議員山川仁提出日米、核使用シナリオ報 衆議院議員松原仁提出外国資本による不動産市 道に関する質問に対する答弁書

する質問に対する答弁書

する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出パレスチナ国家承認に関

支援等に関する質問に対する答弁書

参議院議員山本太郎提出トカラ列島近海群発地

報

官

答弁書受領

参 議 院

参議院議員神谷宗幣提出戦後八十年に際する首 参議院議員神谷宗幣提出SNSにおける言論操 る答弁書(第一号) 相見解の形式及び位置付けに関する質問に対す 八月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出フェンタニルを含む薬 作及び政府答弁の整合性に関する質問に対する 全保障上の対応に関する質問に対する答弁書 物問題及び外国勢力による影響工作への国家安 答弁書(第

参議院議員山本太郎提出トランプ関税対策とし 質問に対する答弁書(第四号) ルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する 参議院議員神谷宗幣提出共産主義及び文化的マ ての内需拡大策に関する質問に対する答弁書

難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問 参議院議員山本太郎提出実動組織による原発避 に対する答弁書(第七号) 震被災者への支援に関する質問に対する答弁書

参議院議員安達悠司提出憲法を一から考える教 という評価及び「スパイ防止法」制定に関する 参議院議員山本太郎提出「日本はスパイ天国」 質問に対する答弁書(第八号)

を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問に対 参議院議員伊勢崎賢治提出ガザ地区の人道危機 化に関する質問に対する答弁書 (第一〇号) 参議院議員安達悠司提出選挙演説妨害の取締強 育に関する質問に対する答弁書(第九号)

参議院議員百田尚樹提出国土交通大臣任命に関 法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援す する質問に対する答弁書(第一三号) る日本企業に対する人権デューデリジェンス強 参議院議員伊勢崎賢治提出イスラエルによる違 に関する質問に対する答弁書(第一二号)

> 参議院議員百田尚樹提出拉致問題担当の内閣官 房参与二名の辞任に関する質問に対する答弁書

に対する答弁書 (第一六号) 要性に関する質問に対する答弁書(第一五号) 事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必 をSNS上に投稿することの是非に関する質問 参議院議員奥田ふみよ提出老齢労働者及び老齢 参議院議員石垣のりこ提出記入済みの投票用紙

参議院議員石垣のりこ提出パレスチナを国家と 参議院議員松田学提出外国人及び外国系法人に して承認することに関する質問に対する答弁書 よる土地取得規制に関する質問に対する答弁書 (第一七号)

(第一八号)

二〇号) 関する質問に対する答弁書(第一九号) 制送還の実態に関する質問に対する答弁書 参議院議員ラサール石井提出「国民の安全・安 参議院議員松田学提出我が国の領土保全を脅か 心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強 す中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に 第

二 号 ンの実施状況に関する質問に対する答弁書 参議院議員石垣のりこ提出不法滞在者ゼロプラ に対する答弁書 (第二一号) 参議院議員蓮舫提出日米関税交渉に関する質問 (第

弁書(第二三号) にオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプ 参議院議員青木愛提出オスプレイの安全性並び ロジェクト管理に関する質問に対する答弁書 (第二四号

されていたオスプレイに関する質問に対する答 参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備

事 異 動

正四位に叙する

従四位に叙する

正五位に叙する

公安調査庁

警察庁に出向させる(八月二十一日) **査管理官)法務事務官** 公安調查庁調査第二部公安調 小川 哲兵

従五位に叙する

旭日小綬章を授ける(七月二十日)

〇叙 叙 位

叙

勲

屋良

静夫

藤 岩原 渕

一 州仁 宏

安下田島

壽 哲光 夫

1				(各通)	正六位に叙する
従	久 雄 豊	町野田瀬	昌弘	藤見 藤見	長谷川久英芸
	嘉 晃	田中			
					正五位に叙する
	定宏	吉田			
Ī					〇叙位

菊 守市 壯 正

脩曹

矢福田 椎 小名 川

洋 吉 英子春 慧 明

半澤

渡部

幸平

玉 坂 石置 口川

尤清勇

鶴雄

従六位に叙する (各通) 番作 谷岡 金沢 達夫 米二 征雄 進 三浦 富永 佐藤 千秋 節夫 城寳 野間口 大島 南 英世 隆隆

従五位に叙する 従七位に叙する(以上七月十七日 正六位に叙する(各通) 吉川 福田 大前 小林 信夫 大志茂善平 安一 芳壽 恒男 駄木 小栗 藤本 小池 公司 征男 義弘 謙一 伊達 久保 山 古口 賀 宮野 \Box 乙光 一徳 由吉博 浩

松 維 彦

守高田崎

健一

正功和司

信嘉

中

野

亮吉

雄

岩倉

秀典

森

敏秋

伊

東

雄

佐々木庸五

徳島

正雄

従六位に叙する(各通) 谷田部仁四郎 中澤 渡 **邉** 幸三 山 浜本 元 司郎 捷平 正 松岡 渡辺 高嶋 昭 武雄 義 英和

正七位に叙する(各通) 柏木 松浦 正俊 渡 菅邊 野 弘 正守 一

克次

従七位に叙する (各通) (以上七月十八日) (広島大学名誉教授) (広島大学名誉教授) 岡本 森田 憲 莫

大井 高本兎子男 章

正七位に叙する (各通) 大坂 吉 光武 野 П 竹 明 従五位に叙する 従四位に叙する 正七位に叙する 正六位に叙する(各通) 正五位に叙する 従七位に叙する(以上七月十九日) **六位に叙する(各通)** ハ位に叙する(各通) 池田 (八千代市議会議員) 峯 坂 阿部 高橋 小野

従五位に叙する 従六位に叙する(七月二十一日) 従七位に叙する (各通)(以上七月 従六位に叙する (各通) 正七位に叙する(各通) (青森県警部) (兵庫県警部) (内閣府事務官) 小坂 辰郎 廣瀬 平田 須賀川僖汪 大善 佳幸 二十日 吉 市 塚越 川路 山内 伊 Ш 藤 П

光男

弘

治

従四位に叙する (七月二十四日) 従六位に叙する(七月二十三日) 従六位に叙する (各通)(以上七月 (福井県高浜町長) 十二月 野瀬 船木 新盛 憲夫 辰雄

旭日単光章を授ける (各通)(七月十九日) 旭日双光章を授ける(七月十七日 (八千代市議会議員) 畑中 英敏 松本 茂雄 幹雄 豊 瑞宝双光章を授ける(各通)大坂 吉二 新島 溪子 本木 征雄

小川 雄二

瑞宝単光章を授ける (以上七月十七日)

福田 芳壽

需宝小矮章を受ける

吉川 安一 駄木 公司 伊達 一徳 浜元 捷平小池 謙一 古賀 博 小林 信夫

瑞宝奴光章を受ける (各種)

三重野準次 渡邊 弘守菅野 正一 松浦 孝満

端宝単光章を受ける(各通)(以上七月十八日)

(広島大学名誉教授) 森田 憲一 (広島大学名誉教授) 岡本 莫

瑞宝中綬章を授ける (各通)

高本兎子男

端宝小矮章を受ける

喘宝双光章を授ける (各通)

端宝単光章を授ける(各通)(以上七月十九日)石川 勇 半澤 俊一 渡部 幸平

帰宝双光章を授ける

古橋 正和 (兵庫県警部) 出口 一雄 廣瀬 大善

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上七月二十日)

塚篋 克次(内閣府事務官) 川路 利治

前本 雅司瑞宝双光章を授ける(各通)(以上七月二十二日)

瑞宝単光章を授ける(七月二十三日)

国室事页

御吊電

れた。き、八月十八日同国大統領閣下へ御弔電を発せら天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につ

官 庁 報 告

官庁事項

東北地方整備局公示

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日

〕 道 路 の 種 類 一般国道

 $|\times|$

短
 磁
 磁
 位
 日十七
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中</l>

闫 占用を制限する区域

域

霍 #

東北地方整備局長 西村

一盛岡市上太田下川原無番から同市上園川字川原無番まで

認められた電圧の更新又は後設によるものを徐く。)岡 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を

は、この限りでない。敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の

おける被害の拡大を防止するため。因 由 限 意輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に

- え 占用の制限の開始の期日 令和七年八月二十五日
- っ図 面 縦 覧 場 所 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

4世 執

日本産業規格

地田 倒多

令和7年8月25日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年8月25日

厚生労働大臣 福岡 資麿 経済産業大臣 武藤 容治

制定された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

クレーン―逸走防止等の装置 B8828

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

産業車両―オーバーヘッドガード及 D6021 び保護構造

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(https://www.jisc.go.jp)において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

クレーン-逸走防止装置-第1 B8828-1 部:一般

クレーン-逸走防止装置-第4 B8828-4 部:ジブクレーン

クレーン-逸走防止装置-第5 B8828-5 部:天井走行クレーン及び橋形

似 电

射 車 親

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第766号

京都市北区紫野上柏野町16-7

申立人 高田 初子

申立人手続代理人弁護士 牧野 誠司

本籍京都市中京区西ノ京鹿垣町16番地、最後の住所京都市中京区聚楽廻西町181番地5サンマンション丸太町509号、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日令和6年7月17日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和28年11月25日、職業不明

被相続人 亡 菊田 芳一

事務所京都市中京区間之町通夷川上る楠町 601番地3 楠町ビル3階 つくし法律事務 所

相続財産清算人 弁護士 舟木 浩 催告期間満了日 令和8年3月12日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第983号

京都府八幡市八幡舞台39-1

申立人 京都電測株式会社

代表者代表取締役 高田 稔幸

申立人手続代理人弁護士 井上 和人

本籍京都市伏見区深草秡川町22番地、最後の住所京都府木津川市兜台5丁目1番地33、死亡の場所京都府木津川市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和21年6月22日、職業会社役員

被相続人 亡 宮村 清

事務所京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋 町123 ダイショウ荒神口ビル4階 暁の法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 木村 充里 催告期間満了日 令和8年3月12日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第1007号

京都府宇治市木幡大瀬戸41番地の7

申立人 玉那覇清美

本籍京都市東山区今熊野池田町9番地、最後の住所京都市伏見区醍醐僧尊坊町1番地127、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和21年7月17日、職業無職

被相続人 亡 大橋 昌子

事務所京都市伏見区風呂屋町265 賢誠総合 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 健催告期間満了日 令和8年3月12日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第10082号

和歌山県日高郡みなべ町埴田1754番地2 申立人 岩橋 庄治

本籍和歌山県日高郡みなべ町埴田28番地、最 後の住所和歌山県日高郡みなべ町埴田1450番 地1 介護老人福祉施設 虹、死亡の場所和 歌山県日高郡みなべ町、死亡年月日令和7年 3月8日、出生の場所和歌山県日高郡稲原村、 出生年月日昭和2年9月20日、職業無職 被相続人 亡 岩橋シズス

事務所和歌山県西牟婁郡上宮田町市ノ瀬713 番地の2

相続財産清算人 弁護士 中松 村夫 催告期間満了日 令和8年3月9日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第30048号

本店所在地東京都中野区本町2丁目46番1号 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株 式会社

本籍広島県尾道市栗原東1丁目1300番地6、 最後の住所広島県尾道市門田町29番67号、死 亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和6年 5月26日、出生の場所広島県尾道市、出生年 月日昭和38年6月6日、職業不明

被相続人 亡 山本 洋己

事務所広島県尾道市東御所町4番16号尾道駅 前ビル2階 弁護士法人広島みらい法律事務 所尾道支所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 邦男 催告期間満了日 令和8年3月19日

広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第6020号

長崎市尾上町3番1号

申立人 長崎県

本籍長崎県平戸市水垂町642番地、最後の住 所不明、死亡の場所長崎県平戸市、死亡年月 日昭和58年7月12日、出生の場所広島県山県 郡芸北町、出生年月日明治44年6月13日、職 業無職

被相続人 亡 大西ハツミ

長崎県平戸市築地町561番地1 松田信哉司 法書士法人平戸事務所

相続財産清算人 司法書士 松浦 寛 催告期間満了日 令和8年3月10日

長崎家庭裁判所平戸支部

令和7年(家)第333号

宮崎市広島2丁目1番31号

申立人 株式会社宮崎太陽銀行

本籍宮崎県串間市大字西方6897番地1、最後 の住所宮崎県串間市大字西方6809番地25、死 亡の場所鹿児島県志布志市、死亡年月日令和 6年1月7日、出生の場所鹿児島県囎唹郡志 布志町、出生年月日昭和22年9月1日、職業 会社役員

被相続人 亡 永吉 光則 宮崎県日南市大字星倉4543番地1 相続財産清算人 新福 宏 催告期間満了日 令和8年3月5日 宮崎家庭裁判所日南支部

令和7年(家)第40239号

札幌市豊平区月寒東2条17丁目6-28 申立人 前田 俊行

本籍北海道札幌市白石区平和通5丁目北50番 地、最後の住所札幌市白石区平和通5丁目北 4番22号、死亡の場所北海道札幌市白石区、 死亡年月日推定令和3年8月9日、出生の場 所北海道札幌郡広島村、出生年月日昭和27年 11月24日、職業無職

被相続人 亡 前田 哲秀

札幌市中央区南1条西11丁目コンチネンタル ビル4階渡辺・作間法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小野むつみ 催告期間満了日 令和8年4月3日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第80223号

千葉県流山市宮園3丁目11番地の2 申立人 今成 英明

本籍埼玉県さいたま市西区宮前町1999番地 4、最後の住所埼玉県さいたま市西区宮前町 1999番地4、死亡の場所埼玉県さいたま市中 央区、死亡年月日令和7年1月15日、出生の 場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和44年8月 20日、職業アルバイト

被相続人 亡 川瀬 健

事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町2-17-13アイリーNAKACHO2階寄居法律事務

相続財産清算人 弁護士 栗原 啓太 催告期間満了日 令和8年3月23日 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第325号

千葉県袖ケ浦市横田62番地4

申立人 渡邉 可美

本籍東京都豊島区南大塚2丁目1813番地、最 後の住所埼玉県児玉郡美里町大字沼上713番 地1 レスパ美里、死亡の場所埼玉県児玉郡 美里町、死亡年月日平成29年4月5日、出生 の場所東京都中野区、出生年月日昭和20年3 月26日、職業無職

被相続人 亡 中澤 弘光

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11番地20 大宮JPビルディング14階 弁護 士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 時田 剛志 催告期間満了日 令和8年3月18日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第30090号

千葉県柏市柏2丁目6番7号佐山ビル4階石 川亮司法書士事務所

申立人 石川 亮

本籍千葉県柏市十余二自337・至347合併15番 地、最後の住所千葉県柏市若柴120番地2、 死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和7 年1月12日、出生の場所千葉県東葛飾郡田中 村、出生年月日昭和29年3月31日、職業無職 被相続人 亡 染谷 往夫

事務所千葉県松戸市松戸1176-4ディー・ オー・ディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 福原 亮 催告期間満了日 令和8年4月8日 千葉家庭裁判所松戸支部

申立人 一般社団法人後見ネット

本籍千葉県香取郡多古町船越2053番地、最後 の住所千葉県香取郡多古町船越2053番地、死 亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和7年 2月4日、出生の場所千葉県香取郡東條村、 出生年月日昭和15年11月7日、職業無職

相続財産清算人 弁護士 倉田 勲 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第71071号

東京都江戸川区松島1丁目38番1号 申立人 社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会 本籍東京都江戸川区松島3丁目35番、最後の 住所東京都江戸川区松島3丁目35番10号オー タムバレー新小岩101、死亡の場所東京都江 戸川区、死亡年月日令和7年1月31日、出生 の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和35年10 月28日、職業無職

被相続人 亡 渡邉 降

事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座 DTビル4階千葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片岡 武

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71297号

東京都江戸川区北葛西3丁目5番6号 申立人 株式会社まごのて

本籍埼玉県さいたま市浦和区本太1丁目399 番地、最後の住所東京都江東区平野1丁目2 番10号清澄サニーハイツ302、死亡の場所東 京都北区、死亡年月日令和6年3月20日、出 生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和39年 10月31日、職業無職

被相続人 亡 高山 和子 事務所東京都中央区築地1丁目12番22号コン ワビル13階 東京晴和法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤本 正保 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71446号

東京都練馬区谷原2丁目6番48号

申立人 中谷 千枝

本籍東京都足立区千住緑町2丁目18番地15、 最後の住所東京都練馬区高松2丁目30番8号 特別養護老人ホーム第3練馬高松園、死亡の 場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年2月 27日、出生の場所東京都滝野川区、出生年月 日昭和20年7月17日、職業無職

被相続人 亡 武井美枝子

事務所東京都千代田区麹町4-8-26ロイク ラトン麹町1階 倫総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮川 倫子 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第7050号

千葉県成田市中台6丁目14番地6

被相続人 亡 幸島 純子

事務所千葉市中央区中央2丁目9番8号千葉 第一法律事務所

催告期間満了日 令和8年4月8日

令和7年(家)第71479号

東京都足立区千住仲町36番 1 - 701号 申立人 後藤 鈴子

本籍東京都中央区月島1丁目14番、最後の住所東京都中央区月島1丁目14番13-1211号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令和6年9月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和35年8月24日、職業無職

被相続人 亡 永嶋 直子

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の 内パークビルディング 森・濱田松本法律事 務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 上村 哲史 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71483号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1 申立人 株式会社オリエントコーポレーション 本籍東京都世田谷区上馬3丁目7番、最後の 住所東京都世田谷区三軒茶屋2丁目41番2号 ダイヤアクティ三軒茶屋305、死亡の場所東 京都世田谷区、死亡年月日令和7年1月28日、 出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和33 年1月29日、職業無職

被相続人 亡 野々垣嘉人 事務所東京都新宿区荒木町22-42MIB四谷 ビル1階 松田山崎法律事務所 相続財産清算人 弁護士 山崎 貴啓 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71664号

東京都江東区豊洲1-3-1

申立人 インフライズ株式会社

本籍東京都板橋区清水町81番地、最後の住所 東京都板橋区清水町81番1-101号、死亡の 場所東京都板橋区、死亡年月日令和5年3月 20日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日 昭和40年3月4日、職業会社員

被相続人 亡 小峰 幸雄

事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠 スカイビル5階 四谷外濠法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小川 宏 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90580号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 東京地方検察庁検察官検事 岩下新一郎

本籍東京都墨田区八広5丁目90番地、最後の住所東京都東村山市青葉町1丁目7番地70さくらコート青葉町、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和5年7月21日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和15年7月11日、職業無職

被相続人 亡 新出 晴美 事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4 かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 理史 催告期間満了日 令和8年3月23日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40150号

静岡県浜松市中央区龍禅寺町460番地 申立人 ニューライフ浜松 2 団地管理組合法人 国籍朝鮮、最後の住所横浜市鶴見区市場東中 町11番10号、死亡の場所不明、死亡年月日西 暦2004年1月30日、出生の場所不明、出生年 月日西暦1942年3月18日、職業不明 被相続人 亡 金 松雄 事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階

相続財産清算人 弁護士 稲村 育雄 催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40598号

神奈川県横浜市泉区中田南5丁目60番51号 申立人 山口 一哉

本籍福岡県大牟田市亀甲町76番地、最後の住所横浜市泉区和泉中央北2丁目39番2号、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和31年10月11日、職業無職被相続人 亡 峰 俊一

事務所横浜市中区太田町1丁目16番地LA・ IPSE902号

相続財産清算人 弁護士 押田 美緒 催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第5008号

長野県上田市大手1丁目11番16号 申立人 上田市長 土屋 陽一

本籍長野県上田市中之条335番地、最後の住所長野県上田市中之条335番地、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日平成21年1月8日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和24年3月16日、職業無職

被相続人 亡 小坂井春夫

事務所長野県上田市中央5丁目4番20号相続財産清算人 司法書士 金子 良夫 催告期間満了日 令和8年4月8日

長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家)第1009号

北海道根室市光洋町1丁目30番地8 申立人 中村 富雄

本籍北海道根室市北斗町4丁目8番地、最後の住所北海道釧路市住吉2丁目11番4号コミュニティハウスいっ歩住吉④、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所北海道根室市、出生年月日昭和35年5月10日、職業無職

被相続人 亡 和田 司

北海道野付郡別海町別海宮舞町50番地の1 相続財産清算人 司法書士 菅原日出男 催告期間満了日 令和8年3月18日

釧路家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第9号

川崎市中原区大倉町10番地

申立人 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表者代表取締役 カール・デッペン

代理人支配人 大田 譲

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月11日 令和7年7月31日 大阪簡易裁判所 (別紙) 目 録

小切手 1 涌

小切手番号 S E 01047

金額 817,790円

支払人 株式会社りそな銀行梅田支店

支払地 大阪市

振出日 令和7年4月30日

振出地 大阪市

振出人 秋岡環境整備株式会社 代表取締役 秋岡 利降

最終所持人 申立人

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第139号

山形市桜田東2丁目2番12号 タウンハウス 桜田B 106号

倩務者 山下 由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1322号

愛知県常滑市飛香台8丁目6番地の1 デスパシオI202号

債務者 山本紗映佳

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1372号

名古屋市南区鳥栖2丁目5番6号 クレフラスト鳥栖205号、従前の住所愛知県春日井市東野新町1丁目34番地37

債務者 植田 瑠名(旧姓平手・石川)

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第1411号

爱知県小牧市大字久保一色3549番地47 債務者 中村 恵美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1482号

愛知県春日井市熊野町北1丁目11番地10、従 前の住所愛知県春日井市勝川町4丁目106番 地 プリミエール勝川202号

債務者 島 和佳菜

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第1488号

名古屋市東区明倫町2番41号 セントラル ガーデン・レジデンス徳川明倫町1004号 債務者 横山 祐登

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1545号

名古屋市南区堤起町2丁目131番地 債務者 杉浦 茜音

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1551号

名古屋市守山区喜多山2丁目15番10号 第3 長岡マンション501号、従前の住所愛知県豊 橋市東松山町115番地 ブーフベルク202号室 債務者 長田 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1555号

名古屋市中川区露橋町29-1 ロタノワール 山王203、住民票上の住所名古屋市中村区寿 町17番地の5

債務者 堀田 憲臣

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1566号

愛知県愛知郡東郷町兵庫4丁目11番地1 工 フハイム301号

債務者 石川 直人

- 1 决定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1582号

愛知県知多郡武豊町字塩田1番地14 ディ マーネ知多445号

債務者 畑 翔平

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1592号

名古屋市北区中味鋺2丁目1006番地 債務者 山本 梢

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1619号

名古屋市西区城西町78番地 エルシオン103

債務者 長尾 千穂

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1656号

愛知県半田市清城町1丁目12-26 清城ハイ ツ2F、住民票上の住所愛知県半田市岩滑西 町3丁目1番地の9

債務者 鈴木 詩織

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1709号

名古屋市千種区希望ケ丘2丁目6番1-105 号 南希望荘

債務者 大沼田國彦

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1763号

愛知県瀬戸市本郷町192番地 ヴァルール203 債務者 南成子こと YOON SUNGJA 尹 成子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第143号

茨城県那珂市瓜連1445番地1 那珂市営静駅 前住宅10-2

債務者 小川 清志

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第156号

茨城県水戸市見川町2563番地の867 アネッ クス緑岡202号

債務者 柏 辰輝

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ) 第173号

茨城県ひたちなか市大字田彦854番地1 ブ ラウンズ・ヴィラ D棟202号、前住所茨城県 ひたちなか市大字田彦1484番地 ロイヤルタ ビコ206号

債務者 貝塚 真寿

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第225号

茨城県水戸市五平町1051番地の1 倩務者 宮田 建一

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

| 令和7年(フ) 第285号

茨城県水戸市平須町1265番地の1 ペイサー ジュ C 棟201号

債務者 平山 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第1192号

さいたま市岩槻区西原台1丁目4番25号 サ ンビレッジ杉崎D-202

債務者 土井 幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1314号

さいたま市西区大字西遊馬2236番地3 フェ ヴリエピュール301号室

債務者 松下 奈月

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第334号

埼玉県入間市大字仏子868番地7 保谷ハイッ201

債務者 桑原 利江(旧姓原)

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第482号

埼玉県所沢市北中2丁目156番地の9 第2 北中ハイツ101

債務者 白土江利子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第488号

埼玉県富士見市鶴瀬西2丁目16番56—101号 債務者 和田あずさ

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第491号

埼玉県飯能市新町2番7号 ガーデンハイツ 桜井A-203

債務者 小林 由紀

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第492号

埼玉県飯能市新町2番7号 ガーデンハイツ 桜井A-203

債務者 小林 広輝

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第493号

埼玉県飯能市大字川寺785番地 フォーブル 滝田201

債務者 三浦 方義

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第501号

埼玉県坂戸市元町15番5号 アパートメント 坂戸208号室

債務者 小川 昭子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第502号

埼玉県富士見市羽沢2丁目5番24号 ウィス テリア202

債務者 八鍬優美奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第505号

埼玉県入間市大字下藤沢583番地 3 シャンポール藤沢105

債務者 曽根 寛樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第516号

埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目15番17号 ガレットハイム202、前住所石川県七尾市矢田新町ト部23番地9 亀田アパート 2号 債務者 本田明日香

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第523号

埼玉県所沢市和ケ原1丁目169番地 グランディール所沢201、前住所長野県上田市上田原1138番地4 ステージメアラスA102号債務者 シノハラ塗装こと 篠原 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第547号

埼玉県川越市六軒町1丁目6番地8 (ウインサム田梅101号室)

債務者 森川奈津美

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第566号

埼玉県川越市田町23番地35 (サンハイツ川 越104号室)

債務者 渡辺 和男

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第580号

埼玉県ふじみ野市元福岡1丁目3番18号 和 貴ハイム203号

債務者 矢野 功

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第344号

愛知県豊橋市春日町1丁目53番地の7 債務者 三芳 里美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第267号

岡山県倉敷市南畝5丁目7番24号 アルカン シエル2 101号

債務者 實原 恵(旧姓岡野)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1262号

埼玉県新座市馬場2丁目2番1号 グリーン ハイツ小池203号室、旧住所埼玉県新座市東 2丁目5番11号 アンジェリーク206号室 債務者 藤井 猛

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1263号

埼玉県新座市馬場2丁目2番1号 グリーン ハイツ小池203号室、旧住所埼玉県新座市東 2丁目5番11号 アンジェリーク206号室 債務者 藤井三重子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- の 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ) 第1340号

埼玉県戸田市笹目2丁目11番地の9 セレネ M. M106号室

債務者 及川 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第443号

埼玉県越谷市大字大道826番地

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第465号

埼玉県草加市栄町3丁目1番11-801号 債務者 立川真由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第501号

埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地2 債務者 椎名 経子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第548号

埼玉県所沢市大字上山口2015番地の19 債務者 松岡 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第595号

埼玉県日高市大字女影122番地 第3コット ンハウス202

債務者 小林 真美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第226号

埼玉県東松山市五領町2番地26 コーポ関根 102号室

債務者 澁谷 幸男

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第229号

埼玉県深谷市荒川1870番地

債務者 鳥羽 正男

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第245号

埼玉県東松山市本町2丁目8番19号 ハイラ イズマンション201室

債務者 川島 克己

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所能谷支部

令和7年(フ)第246号

埼玉県東松山市本町2丁目8番19号 ハイラ イズマンション201室

債務者 川島美由紀

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで さいたま地方裁判所能谷支部

令和7年(フ)第49号

島根県出雲市大津町661番地9 債務者 松井 和仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第50号

島根県出雲市下横町168番地 マルワハイツ 402、前住所島根県出雲市大津朝倉3丁目9 番地5 ニューマリッチ98-301

倩務者 長廻紀代子

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第176号

群馬県藤岡市藤岡1999番地6、前住所群馬県 藤岡市藤岡1488番地18 ウィステリアヒルズ

債務者 林 晃太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 前橋地方裁判所高崎支部

| 令和7年(フ) 第1069号

東京都府中市北山町2丁目39-16作並アパー ト101号室、住民票上の住所兵庫県西宮市高 須町1丁目2番24-604号

債務者 井澤のどか (旧姓原・同徳木)

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1188号

東京都立川市柴崎町2丁目19番8号メゾン・ ドゥ・リラ203号

債務者 横尾 俊也

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1225号

東京都府中市住吉町2丁目30番地の24堀口 コーポ2F

債務者 田中 延廣

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1244号

東京都武蔵野市境南町2丁目12番12-401号 ビラ・キャスケード1

債務者 加藤 美樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1288号

東京都調布市西つつじケ丘4丁目35番地23し らゆり荘10号室

債務者 梅津 令子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1294号

東京都町田市原町田1丁目5番12号イースト ガーデンリバーサイド町田701

債務者 二瓶絵理香

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 会和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第226号

静岡県沼津市東椎路90番地の2 コーポ後藤

債務者 岩波 靖浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第26号

高知県土佐郡土佐町境334番地1 債務者 矢野ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第118号

高知市南川添14番10号 中尾ビル303号室、 旧住所高知市薊野南町18番23-5号 債務者 山下 百華(旧姓小松)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第153号

高知市薊野南町10番3号 ペガサス Y 302、 旧住所高知市長浜1608番地2 日皇マンショ ン405

債務者 伊藤 弘佳(旧姓片岡)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第155号

高知市北秦泉寺290番地1 コーポ北秦107号 債務者 沖澤 美智

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第162号

高知市鴨部1072番地 コーポ朝日Ⅷ─30E 債務者 佐久間裕美

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第82号

新潟県阿賀野市中島町12番6号 債務者 佐藤 英子

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年10月9日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第272号

静岡県沼津市大岡929番地の7 コーポ大栄 201

債務者 澁谷 満宏(旧姓北辻)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第878号

千葉市美浜区高浜1丁目15番1棟206号 債務者 丸茂 惠美

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1117号

千葉県市川市宝1丁目10番23号(ウィステリ ア201号)

債務者 窪木由紀江

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破產再生係

令和7年(フ)第1221号

千葉県市川市田尻3丁目7番22-402号 (ベ ルード市川)

債務者 山口 儀弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1244号

千葉県船橋市本中山4丁目22番8号 石井新 川ビル303号

債務者 若井 梓

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1124号

東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1134-307 債務者 安齋 三男

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1226号

東京都多摩市落合3丁目2番地11-203 債務者 宮川 克三

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1232号

東京都小平市小川西町 4 丁目18番 3 一505号 債務者 西村 弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1239号

東京都三鷹市下連雀3丁目31番3-502号 債務者 松田 愛未

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- □ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和7年(フ)第3124号 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年10月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2226号

大阪市淀川区三津屋中2丁目1番19号 サン ハイツ 402号

債務者 溝渕 信行

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2909号

大阪市東住吉区公園南矢田4丁目19番7号、 前住所大阪市東住吉区公園南矢田3丁目4番 22号 ブルーメ公園南 302号

- 債務者 川畑 篤文
- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2965号

大阪市阿倍野区松崎町 4丁目11番23-701号 債務者 石田 大介

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3018号

大阪市住吉区千躰1丁目2番9号 債務者 古井 正美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

大阪府高槻市弥生が丘町5番20号 債務者 林ヶ谷 明

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3184号

大阪市都島区都島本通1丁目2番27号 リ バーサイド都古 201号

債務者 梅村 篤

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3460号

大阪市西成区玉出中1丁目15番5号 グラン シャルム 302号、前住所北九州市小倉北区 山門町6番19号

債務者 髙安美津枝

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3561号

大阪市東住吉区今林2丁目7番28号 プラザ 今林 405号

債務者 藤 侑花

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3627号

大阪市平野区加美北7丁目1番30号 債務者 松本恵美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3650号

大阪市東住吉区公園南矢田3丁目4番19号 サービス付高齢者向け住宅ふじの華 債務者 赤尾 務

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3848号

大阪府寝屋川市御幸東町33番20号(106号)、 前住所大阪府寝屋川市菅島桜園町18番11号 (203号)

債務者 松本 侑樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3548号

大阪府東大阪市御厨南2丁目1番38号 アバ ンティ八戸ノ里 611号

債務者 髙橋 亮

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5457号

東京都品川区南大井5丁目8-9-202 債務者 針川 昌訓

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5505号

東京都町田市相原町3190 都営武蔵岡 9 — 301

債務者 廣瀬 絵理

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5551号

東京都杉並区成田東3丁目35-6-101 債務者 田中 泰斗

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(フ) 第5554号

神奈川県川崎市高津区諏訪1丁目22-8-303

債務者 石田 風満

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5555号

東京都足立区江北3丁目8-3-202 債務者 花井由美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5581号

東京都墨田区墨田3丁目12-5-202 債務者 佐藤ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和 7 年10月14日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5583号

東京都中野区中野 4 丁目11-1-501 債務者 佐藤 裕仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5584号

東京都足立区谷中3丁目20-1-210 債務者 鎌田恵美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和 7 年10月14日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5618号

東京都江東区東砂5丁目2-13-301 債務者 大泉 樹里

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5625号

東京都板橋区蓮根2丁目30-18-209 債務者 滝口 智也

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5627号

東京都杉並区西荻北3-7-14-105、住民 票上の住所東京都町田市高ヶ坂7丁目38-3 ビクトリアハイツ町田11-12

債務者 板倉 渚

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5656号

東京都江東区東陽1丁目23-11-601 債務者 志知 瑠厘

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 免責家暑期日 今和7年10日14日左前11時
- 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5515号

東京都板橋区高島平8丁目22-15-203 債務者 伊豆野啓一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5626号

東京都練馬区石神井町7丁目34-7-101 債務者 児島 秀孝

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始決定の取消決定 確定

令和6年(フ)第511号

鹿児島市松原町13番27-204号、前住所鹿児 島市城山町13番13号 サーパス城山1番館 1501号

債務者 山本 真也

- 1 主文 破産手続開始決定を取り消す。
- 2 決定確定日 令和7年8月5日

鹿児島地方裁判所民事第3部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第830号

神奈川県鎌倉市今泉台3-1-9 破産者 有限会社アネラ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月6日午前10時 令和7年8月15日

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第266号

福岡県久留米市北野町千代島1034-5 来夢 102、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町 118番地 4 ライオンズマンション日吉町 1001号

破産者 坂口 大介

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月10日午前11時 令和7年8月13日

福岡地方裁判所久留米支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな 25

令和7年(フ)第21号

宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地89 栄松 C団地 7 号室

破産者 西下 隆夫

異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第71号

宮崎県延岡市安賀多町4丁目2番地7 破産者 株式会社Nicolaugh

異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第72号

宮崎県延岡市高千穂通3番地2 ウィステリ ア北小路 806

破産者 白柿 紗弓(旧姓德丸) 異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3027号

大阪市淀川区新高1丁目7番29号 清算株式会社 株式会社ナイス 代表清算人 栗本 友敦

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第8号

千葉県流山市南流山4丁目4番地の2近代 コーポ203号室

清算株式会社 MEFサージテック株式会社

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所松戸支部

令和7年(F)第2号

千葉県流山市大字鰭ヶ崎1475番地の143 清算株式会社 株式会社松井商店

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

令和7年(ヒ)第103号

和歌山市布施屋220番

清算株式会社 株式会社WR

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

和歌山地方裁判所民事部

千葉地方裁判所松戸支部

令和7年(ヒ)第1号

徳島県海部郡海陽町中山字石堤1番地1 清算株式会社 株式会社アトム

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

再牛手続開始

令和7年(再)第28号

東京都小金井市梶野町5丁目11番1号パピス プラザアネックス1階・2階

再生債務者 医療法人社団翠緑会

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始す る。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月10日 から令和7年10月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和6年(再)第15号

大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号 再生債務者 株式会社中田運輸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再 生計画には、民事再生法174条2項各号に定め る事由はない。

令和7年8月8日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第61号

埼玉県狭山市祇園22番4号 再生債務者 谷口 瑛洸

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第45号

兵庫県尼崎市南塚口町8丁目6番33-108号 再生債務者 濵口 慧

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令 和7年9月24日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第94号

さいたま市北区本郷町510番地2

再生債務者 澤野 雅亭

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第26号

岐阜県美濃市曽代593番地

再生債務者 西垣 淳平

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第35号

岐阜県各務原市那加住吉町1丁目62番地 (コーポ・タカダ 202)

再生債務者 葉名尻隼人

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第56号

静岡県藤枝市清里2丁目21番地の14 再生債務者 中村 弘幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第65号

静岡市駿河区広野6丁目2番13号 再生債務者 鈴木 京

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第67号

静岡市葵区牧ヶ谷2476番地 レジデンシャル 1.01

再生債務者 西河 良尚

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第181号

愛知県北名古屋市熊之庄八幡216番地 ベル タローザ205号

再生債務者 藤野 達也

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第38号

愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字西ノ山96番 地45

再生債務者 武田 記一

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第22号

愛知県豊橋市大岩町字久保田43番地22 再生債務者 南部 聡史

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第27号

神戸市西区玉津町今津186番地の12 再生債務者 中村 信哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第30号

神戸市西区伊川谷町長坂977番地の173 再生債務者 木下 省吾

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第31号

神戸市西区伊川谷町長坂977番地の173 再生債務者 木下 阿李

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで | 令和7年(再イ)第71号
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第33号

長崎県長崎市戸町2丁目18番7-802号 再生債務者 尾上 永芳

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月8日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第9号

北海道登別市桜木町5丁目21番地4 再生債務者 山道 康平

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年9月25日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第14号

北海道室蘭市絵鞆町2丁目14番17号 グラン ド・ヒルズ

再生債務者 佐藤恭一郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年9月25日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第9号

北海道小樽市望洋台1丁目13番19号 再生債務者 熊谷 信一

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年9月25日まで

札幌地方裁判所小樽支部

静岡市清水区押切1615番地 再生債務者 望月 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年9月25日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第8号

島根県出雲市斐川町上直江1509番地5 再生債務者 松井 謙

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(再イ)第34号

大分市森町西1丁目15番1号 再生債務者 青木 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年10月10日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第283号

大阪府茨木市上中条1丁目9番17号 再生債務者 鳥越 康寛

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第58号

岡山市中区さい30番地1 ディアス30 C棟 102号室

再生債務者 藤森 龍太

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月29日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第66号

岡山市南区三浜町2丁目11番10号 フェリオ 三浜 1 -- 101

再生債務者 河野 扇音

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月29日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第271号

東京都台東区下谷1-1-10-401 再生債務者 清水 美咲

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第331号

東京都目黒区碑文谷2-6-24-202 再生債務者 笹平 綾佳

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第343号

東京都港区南麻布 2 -13-16-703 再生債務者 小林 智子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第346号

東京都練馬区練馬3-2-5-719(住民票上の住所)埼玉県比企郡滑川町大字月輪978-50

再生債務者 大友 惇史

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第353号

東京都世田谷区代田 5 -29-6-301 再生債務者 森 裕治

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第11号

三重県伊賀市ゆめが丘2丁目18番地の8 再生債務者 **告**森 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年9月30日まで

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(再イ)第35号

埼玉県深谷市岡里14番地9 再生債務者 橋本 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月15日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第361号

東京都江東区亀戸2-28-15-803 再生債務者 竹本 聖

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第12号

三重県伊賀市桐ケ丘5丁目126番地再生債務者 川口 カ

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(再イ)第256号

大阪市阿倍野区西田辺町2丁目11番6号 シャトー鶴ヶ丘210号

再生債務者 藏之前 拓

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第281号

大阪府門真市北岸和田3丁目10番2-2号 再生債務者 高野真由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第298号

大阪府枚方市黄金野1丁目2番33号 再生債務者 眞屋 大地

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第8号

兵庫県養父市十二所1002番地20 再生債務者 島井 慈斗

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第41号

大分県津久見市文京町11番10号 再生債務者 村上 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月15日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第78号

東京都多摩市永山1丁目12番地の7スペリオールパレス205

再生債務者 半田 良輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令 和7年10月16日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第26号

三重県松阪市曽原町1262番地

再生債務者 桑名 利也

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月2日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第12号

三重県松阪市下村町1210番地11 再生債務者 橋本 悠弥

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年10月2日まで

津地方裁判所松阪支部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和7年(再イ)第7号

山形県上山市金生東2丁目11番6号 レオパレス金生B 204号

再生債務者 松田ももえ

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日 山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第20号

埼玉県行田市城西3丁目13番20号 JOYハウス城西3-G

再生債務者 尾上 立樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日

・ロ さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第23号

東京都福生市大字福生2050番地8

再生債務者 巻田 淳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第8号

富山県砺波市千代169番地 5 メゾンドエスポワール12・32号室(前住所)富山市中川原新町47番地 ファーストⅢ113号

再生債務者 橋詰 雄規

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第39号

静岡県藤枝市瀬戸新屋327番地の1 ヴォールグランツⅡ103号室

再生債務者 石谷 篤史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第18号

静岡県裾野市千福252番地の5モンテアレ102 (前住所) 埼玉県深谷市上柴町東7丁目3番 地2メゾンイーストセブン304号

再生債務者 石倉 広智

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(再イ)第9号

岩手県北上市鬼柳町町分108番地3 (営業所の住所 岩手県奥州市江刺六日町1-1) 再生債務者 GROWこと 菊地 良太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで

令和7年8月13日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第4号

岩手県奥州市江刺岩谷堂字中堰180番地 ガーデンスクエアⅡ 101号室

再生債務者 羽澤 秀典

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで

令和7年8月13日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第13号

長野県塩尻市大字広丘原新田214番地27 林 住宅1号室

再生債務者 羽山 雄一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで

令和7年8月13日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第101号

大阪府茨木市西太田町10番14号 再生債務者 嶋津 彩斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで

令和7年8月13日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第171号

大阪府吹田市広芝町17番11-102号 再生債務者 彦坂 俊樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで

令和7年8月13日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第209号

大阪市浪速区日本橋東3丁目14番10-501号 (営業所の住所 大阪市浪速区日本橋5-12-9 共栄ビル503)

再生債務者 田寺整骨院こと 田寺 篤

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで

令和7年8月13日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第233号

大阪府高槻市大手町4番21-104号 再生債務者 錦織 行弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで

令和7年8月13日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第13号

函館市桔梗町435番地1168 再生債務者 川松 史明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

函館地方裁判所

令和6年(再イ)第7号

兵庫県豊岡市出石町田多地454番地 再生債務者 加藤 勝巳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第2号

兵庫県朝来市和田山町岡31番地1 再生債務者 谷口 義明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第3号

京都市南区吉祥院池ノ内町29番地5

再生債務者 京都西陣工房こと 坂本 神司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで

令和7年8月14日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第61号

京都市伏見区西大黒町1035番地6 西大黒町 テラスハウス5-1F号室

再生債務者 西田 恵介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで

令和7年8月14日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第34号

新潟市中央区西堀前通11番町1645番地3 再生債務者 稲森光太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月13日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第71号

神戸市灘区記田町 4 丁目 2 番26-801号 再生債務者 日常 辰三

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月13日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第15号

長崎県西彼杵郡長与町北陽台2丁目29番地11 再生債務者 山田 康信

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月14日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第11号

鹿児島県姶良市加治木町木田3998番地8 再生債務者 片平 英仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再口)第1号

愛媛県宇和島市別当2丁目2番12号 再生債務者 源代 智彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで

会和7年8月12日

松山地方裁判所宇和島支部

Ø

令和7年(再イ)第1号

青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番 批6

再生債務者 麺屋ひとつなぎこと 松橋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第2号

青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番 †批6

再生債務者 松橋 葉月(旧姓坂本)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第6号

青森県つがる市森田町森田月見野89番地2 再生債務者 赤城雄一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第46号

広島市南区翠1丁目5番48号

再生債務者 小西洋一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第26号

愛媛県松山市三番町2丁目1番地3 Kマン ションN o 6 1002号

再生債務者 三並ゆかり

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日 松山地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第41号

高知市池3230番地10

再生債務者 藤井 公教

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 11日まで

令和7年8月14日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第15号

神戸市西区白水2丁目17番27号 再生債務者 樫原恵美佳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで

令和7年8月13日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手 続廃止

令和7年(再イ)第58号

兵庫県加古川市平岡町新在家1036番地の3 再生債務者 佐藤 康宏

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条 1 号に定める事由がある。

令和7年8月15日 神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第4号

札幌市北区新川西4条3丁目2番12号 再生債務者 谷口 覚

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第10003号

栃木県宇都宮市中里町249番地73

再生債務者 伴瀬 雅俊

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月25日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和7年(再口)第1号

神戸市兵庫区水木通2丁目2番22-604号 再生債務者 吉脇 勝美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月6日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月14日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再口)第10001号

栃木県宇都宮市鶴田町1621番地5

再生債務者 鈴木 諒

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月7日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月8日

宇都宮地方裁判所第1民事部

所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

令和7年(チ)第1号

東京都世田谷区奥沢5-11-3

申立人 難波 康夫

岡山県総社市泉4-18

申立人 江木 綠

住所・居所 不明

(最後の住所) ブラジル 所在等不明共有者 小池

住所・居所 不明

所在等不明共有者 小池美佐子

住所・居所 不明

(最後の住所) 岡山県岡山市上伊福198番地 所在等不明共有者 小池千惠子

届出期間満了日 令和7年11月28日

令和7年8月8日 岡山地方裁判所倉敷支部 (別紙) 物件目録

- 1 所在 総社市井尻野字松林
 - 地番 866番12

地目 田

地積 1595平方メートル

(所在等不明共有者の持分

孝 持分2520分の414

小池美佐子 持分2520分の407

小池千惠子 持分2520分の295)

2 所在 総社市井尻野字湛井

地番 919番7

地目 宅地

地積 681平方メートル

(所在等不明共有者の持分

孝 持分2520分の414 小池美佐子 持分2520分の407

小池千惠子 持分2520分の295)

所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建 物について所有者不明土地管理命令及び所有者不 明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土 地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命 令をすることについて**異議があるときは、**届出期 間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ ることになります。

令和7年(チ)第3号

長野県松本市丸の内3番7号

申立人 松本市長 臥雲 義尚

住所・居所 不明

(最後の住所・不動産登記記録上の住所) 松

本市梓川倭2945番地1

所有者 百瀬 勝茂

住所・居所 不明

(最後の住所・不動産登記記録上の住所) 松 本市梓川倭2945番地1

所有者 百瀬 成善

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年8月8日 長野地方裁判所松本支部 (別紙) 物件目録

1 所在 松本市梓川倭

地番 2943番4

地目 宅地

地積 71.51平方メートル

(所有者 百瀬 勝茂)

2 所在 松本市梓川倭

地番 2947番 1

地目 宅地

地積 240.69平方メートル

(所有者 百瀬 勝茂)

所在 松本市梓川倭

地番 2947番3

地目 宅地

地積 61.28平方メートル

(所有者 百瀬 勝茂)

4 所在 松本市梓川倭

地番 3077番3

地目 田

地積 161,00平方メートル

(所有者 百瀬 勝茂)

5 所在 梓川倭2943-4

家屋番号 未登記

種類 附属家(営) 昭和60年建築

構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1

床面積 51.63平方メートル

(所有者 百瀬 成善)

6 所在 梓川倭2947-1

家屋番号 未登記

種類 附属家(営) 昭和42年建築

構造 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ 鋼板 地上1階

床面積 26.44平方メートル

(所有者 百瀬 成善)

7 所在 梓川倭2947-1

家屋番号 未登記

種類 附属家 昭和52年建築

構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1

床面積 26.44平方メートル

(所有者 百瀬 成善)

8 所在 梓川倭2947-1

家屋番号 未登記

種類 附属家(営) 昭和60年増築

構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1

床面積 33.05平方メートル

(所有者 百瀬 成善)

9 所在 梓川倭2947-1

家屋番号 未登記

種類 附属家(営) 昭和35年建築

構造 木造 瓦 地上1階

床面積 15.34平方メートル

(所有者 百瀬 成善)

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。

令和7年(チ)第26号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 役所

申立人 神戸市建築住宅局長

住所・居所 不明

(最後の住所) 不明

(不動産登記記録上の住所) 神戸市垂水区西 垂水町字西五色山1909番地

所有者 村上 はな

届出期間満了日 令和7年10月8日

令和7年8月8日

神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 神戸市垂水区御霊町

地番 4番12

地目 宅地

地積 17.81平方メートル

所有者不明建物管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物につい て所有者不明建物管理命令の申立てがあったの で、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。

令和7年(チ)第18号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地 申立人 輪島市長 坂口 茂

住所・居所 不明

(亡堂谷和代の最後の住所) 石川県輪島市門 前町深田22の42番地 特別養護老人ホーム ゆきわりそう

(亡堂谷惣助の不動産登記記録上の住所) 輪 島市深見町四字34番の1地

所有者 (亡堂谷惣助承継人) 亡堂谷和代相続 財産

届出期間満了日 令和7年10月3日

令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

所在 輪島市深見町四部 34番地1、35番地 家屋番号 34番1

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 96.13平方メートル

(附属建物)

符号 1

種類 作業所

構造 木造瓦葺平家建

床面積 29.51平方メートル

令和7年(チ)第13号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

住所・居所 不明

(亡木戸坂龍正の最後の住所) 石川県加賀市 山代温泉桔梗丘二丁目51番地1 第2紋谷荘 11号室

(亡木戸坂龍正の不動産登記記録上の住所)

輪島市西山町ク部22番地

所有者 亡木戸坂龍正相続財産

届出期間満了日 令和7年10月3日

令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

所在 輪島市西山町ク 22番地

家屋番号 22番の1

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 9878平方メートル 2階 46.37平方メートル

令和7年(チ)第19号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂 住所・居所 不明

(亡塩谷光雄の最後の住所) 石川県金沢市金 石東1丁目11番8号 市営住宅8棟101号

所有者 亡塩谷光雄相続財産

届出期間満了日 令和7年10月3日

令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部 (別紙) 物件目録

1 所在 輪島市門前町道下24 97

構造 木造瓦葺 2 階建

(未登記建物)

種類 居宅

床面積 1階 59.51平方メートル

2階 56.05平方メートル 2 所在 輪島市門前町道下25 210-4

種類 付属一般(車庫用)

構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1階 34.71平方メートル

2階 34.71平方メートル

官 報

令和7年(チ)第20号 届出期間満了日 令和7年10月3日 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地 令和7年8月4日 所有者 亡前田正三郎相続人亡前田均相続財産 町地原202番地3 申立人 輪島市長 坂口 門前町定広二の167番地 住所・居所 (亡前田均の最後の住所) 石川県輪島市門前 (亡前田正三郎の最後の住所) 石川県輪島市 所在 輪島市門前町定広二167 (未登記建物) 木造瓦葺二階建 居光 物件 大男 金沢地方裁判所輪島支部 Ш 嬩 茂

令和7年 (チ) 第23号

島市鳳至町畠田76番地3 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地 鳳至町畠田76番地3 申立人 輪島市長 坂口 住所・居所 不明 (亡福盛とよの不動産登記記録上の住所) 輪 (亡福盛いつ子の最後の住所) 石川県輪島市

届出期間満了日 令和7年10月3日 所有者 (亡福盛とよ承継人) 亡福盛いつ子相

令和7年8月4日 家屋番号 76番3の4 所在 輪島市鳳至町畠田 哲 年 金沢地方裁判所輪島支部 76番地3

種類 床面積 用光 木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 器 2階 27.32平方メートル 36.43平方メートル

会社その他の公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

23

です なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載頁 六十四頁 (号外第二五八号) 掲載の日付 令和六年十一月一日

令和七年八月二十五日 掲載頁 一二三頁 (号外第一七六号) 掲載の日付 令和七年八月一日

福島県郡山市堂前町一番二号 (甲) 福島スポーツエンタテインメント 株式会社

東京都品川区大崎二丁目九番三号大崎ウエ 代表取締役 西田 創 ストシティビル一階

代表取締役 池浦 良祐(乙) 福島ウェルネス株式会社

合併公告

床面積 1階 120.66平方メートル

2階 57.85平方メートル

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年八月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二一番 埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二一番 代表社員 北村 正人 代表社員 (乙) 合同会社M&A (甲) 合同会社M&K

合併公告

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全 たしましたので公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年八月二十五日 東京都豊島区目白四丁目一九番一五号 (甲) ジェイビー合同会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

WallビルUCF五階 東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座 代表社員 船岡 誠

RAPO-TOビルUCF七〇三 東京都港区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門代表社員 船岡 誠 (乙) アキムリア合同会社

甲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) http://www.mdenshi.jp/tbc03/ (田) http://www.mdenshi.jp/mjb02

令和七年八月二十五日 東京都台東区北上野二丁目八番七号

東京都台東区北上野一丁目九番一二号 代表取締役 中條 孝

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(乙) 掲載紙 官報 (甲) https://corp.umito.jp/

令和七年八月二十五日 掲載页 六十一頁 (号外第二三〇号)掲載の日付 令和六年十月一日

オータニガーデンコート 東京都千代田区紀尾井町四番一号ニュー

オータニガーデンコー、東京都千代田区紀尾井町四番一号ニュー東京都千代田区紀尾井町四番一号ニュー 鉄平 (甲) 株式会社UMITO

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 掲載页 一七五頁 (号外第一七五号)

掲載の日付 令和七年七月二十九日 掲載頁 七十六頁 (号外第一七二号)

(丙) ノマドフロント合同会社

継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 三菱電機住環境システムズ株式会社

(乙) 株式会社東菱ビジネスサービス 代表取締役 青柳 圭一

合併公告

(乙) 株式会社UMITOホスピタリティ 代表取締役 堀 鉄平 令和七年八月二十五日

令和七年八月二十五日 東京都豊島区巣鴨一丁目四六番一号 (甲) 株式会社ジャメックス

大阪市城東区中浜三丁目二六番六号 代表取締役 大湊 卓

代表取締役 大湊 代表取締役 大湊 卓 (乙) 東和産業株式会社

合併公告

で公告します。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 掲載の日付 日刊工業新聞 令和七年八月

日

掲載頁

四頁

掲載紙 掲載頁 四頁 掲載の日付 日刊工業新聞 令和七年八月 日

令和七年八月二十五日 東京都千代田区大手町一丁目一番三号 (甲) 株式会社ONODERA 代表取締役 小野寺裕司 G R O

東京都千代田区大手町一丁目一番三号

 \mathbb{Z}

ディングス

株式会社ONODERAホール

代表取締役 長尾

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(田) https://www.ut-g.co.jp/fujitsu-ut

(N) https://www.ut-g.co.jp/ut-fcrea/ corporate/notice/

東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号 (甲) FUJITSU UT株式会社

番地三五 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四〇三 代表取締役 森川 弘二

(乙) UTエフサス・クリエ株式会社 代表取締役 森川 弘

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲)確定した最終事業年度はありません。 日刊工業新聞

令和七年八月二十五日 東京都千代田区大手町一丁目九番二号 掲載頁 三頁 掲載の日付 令和七年八月十三日 (甲) MSD企業投資十号株式会社

(乙) クラスホールディングス株式会社 代表取締役 梶本 幸伸

滋賀県栗東市安養寺七丁目二番二二号

代表取締役 佐藤 哲也

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報 掲載の日付

官

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載頁 一一五頁(号外第一八五号) 令和七年八月十五日

令和七年八月二十五日 東京都渋谷区恵比寿西一丁目一三番七号 掲載の日付 令和七年八月十五日 掲載頁 一一一頁 (号外第一八五号)

(甲) 株式会社きくや美粧堂 代表取締役 荒 清志

東京都目黒区自由が丘二丁目九番一五号 (乙) 株式会社ロマナ

代表取締役 関根 惠子

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 五十四頁 (号外第一二六号) 掲載の日付 令和七年六月九日

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月十一日

令和七年八月二十五日 掲載頁 八十四頁 (号外第一二九号)

東京都中央区銀座二丁目八番九号 (甲) 株式会社CADネットワークサー 代表取締役 星野修一郎

東京都中央区銀座二丁目八番九号 (乙) 株式会社ファーストクルー

代表取締役 正木 元康

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載 の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、 (甲) 掲載紙 日刊工業新聞 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載の日付 令和七年八月十九日 九頁

令和七年八月二十五日 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 九頁 掲載の日付 令和七年八月十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号 東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号 (甲) ミッドナイトブレックファスト株 式会社 代表取締役 喜多 紀正

(乙) MBオペレーションズ株式会社

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載 継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 掲載紙 日刊工業新聞

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年八月十五日 掲載の日付 令和七年八月十五日 五頁

合併公告

ことにいたしました。 務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散する

更

掲載頁 九十二頁(号外第一六二号) 令和七年七月十五日

掲載頁 七十四頁 (号外第一六二号) 掲載の日付 令和七年七月十五日

代表取締役 鳥居 貴佳

代表取締役 伊東 竜太

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号 代表取締役 伊東 竜太

代表取締役 横井

掲載の日付 掲載頁 一二四頁(号外第一四三号 令和七年六月二十五日

甲 掲載 官報

令和七年八月二十五日 東京都新宿区新宿四丁目二番一八号 (甲) 株式会社リロケーション・ジャパン 直能

代表取締役 栗山

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号 (乙) ケイズマネージメント株式会社 冨田 直樹

代表取締役

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 官報

(乙・丙・丁)

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号 (甲) 株式会社カラーズ

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号 (乙) 株式会社カラーズ・プロダクツ

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号 株式会社カラーズ・エデュケー ション

(丁) 株式会社R2

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 \mathbb{Z} 計算書類の公告義務はありません。

> 令和七年八月二十五日 東京都港区虎ノ門一丁目一番 (甲) 株式会社なの花東日本

東京都港区虎ノ門一丁目一番一八号 代表取締役 西尾

(乙) 有限会社メディコプランニング 取締役 功

合併公告

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) http://www.apamanshop-ir.com/

(N) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ 令和七年八月二十五日 main/corp/m/5/m505/index.html

内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の (甲) APAMAN株式会社

内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の 式会社 代表取締役 山﨑 一戒(乙) Apaman Network株 代表取締役 大村 浩次

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) http://www.apamanshop-ir.com

(乙) 掲載 官報

令和七年八月二十五日 掲載頁 七十五頁(号外第一五七号) 掲載の日付 令和七年七月九日

内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の

東京都港区赤坂四丁目七番一五号 (甲) APAMAN株式会社 代表取締役 大村

代表取締役 (乙) 株式会社ASN 大村 浩次

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 十八日官報号外第一八六号六十五頁掲載のとおり ん。乙の最終の貸借対照表の要旨は令和七年八月 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、甲には確定した最終事業年度はありませ 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

令和七年八月二十五日 東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アーク

レジデンス市谷仲之町一〇一 東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アーク レジデンス市谷仲之町一〇 代表取締役 (甲) 株式会社GWA 小林 英輔

(乙) 株式会社ゲートウェイアーチ 代表取締役 小林 英輔

継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

官

掲載の日付 令和七年五月十二日 官報

掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月二十五日 一一九頁 (号外第一〇四号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

令和七年八月二十五日 東京都調布市小島町一丁目三二番地二 掲載頁 七十頁 (号外第九十四号) (甲) 株式会社ビィ・フォアード

東京都調布市小島町一丁目三二番地二 代表取締役 山川 博功

代表取締役 (乙) 株式会社BF-1 山川 博功

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

25

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙

甲

掲載の日付 令和七年七月八日

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月四日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

和七年八月二十五日 掲載頁 三十八頁 (号外第一五四号)

新潟県新潟市東区小金町三丁目一番一号 (甲) 株式会社ダイヤメット

新潟県新潟市東区平和町一四番地

(乙) 株式会社ピーエムテクノ 代表取締役 丸山 正樹

継して存続し乙は解散することにいたしました。 社の株主総会の承認決議は令和七年八月二日に終 了しています。 合併効力発生日は令和七年十月一日であり、両 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 官報

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載頁 一九二頁 (号外第一三三号) 掲載の日付 令和七年六月十七日

令和七年八月二十五日 掲載頁 九十二頁(号外第一五六号)掲載の日付 令和七年七月八日

 \mathbb{Z}

京都府長岡京市神足寺田一番地 代表取締役 大塚 俊之

(乙) ニデックマシナリー株式会社

び資本金の額の増加はいたしません。 いますので、この合併による甲の新株式の発行及 しております。また、甲は乙の全株式を所有して 継して存続し乙は解散することといたしました。 に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会

官報

九十頁 (号外第一五六号)

代表取締役 伊井 浩

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

長野県諏訪郡下諏訪町五三二九番地 (甲) ニデックインスツルメンツ株式会社

次のとおり官報に掲載しております。 載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

 \mathbb{Z} 掲載 官報

掲載の頁 官報八十四頁掲載 掲載の日付 令和七年六月三十日

令和七年八月二十五日

静岡県富士市今泉七〇〇番地の一

静岡県富士市依田橋一二五番地の一 (乙) ジヤトコエンジニアリング株式会社 代表取締役 佐藤 朋由

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 効力発生日は令和七年十月一日です。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 掲載紙 官報

掲載頁 一五八頁 (号外第一五〇号)掲載の日付 令和七年七月一日 掲載の日付 令和七年七月

掲載紙 官報 掲載頁 九十五頁 (号外第一三九号) 掲載の日付 令和七年六月二十三日

(甲) 株式会社ジェイアール西日本ホテ ル開発 代表取締役 坪根 英慈

代表取締役 坪根 英慈株式会社ホテルグランヴィア大阪

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、甲および乙の最終貸借対照表の要旨は

掲載の頁 掲載の日付 令和七年六月三十日 官報二八五頁掲載 (号外第一四八号)

(号外第一四八号)

(甲) ジヤトコ株式会社

代表取締役 高橋 哲哉

 $\widehat{\mathbb{H}}$

令和七年八月二十五日 九〇一番地 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町

大阪市北区梅田三丁目一番一号

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 及び (乙

掲載 官報

掲載頁 九十六頁 (号外第一八一号) 掲載の日付 令和七年八月八日

令和七年八月二十五日

大阪府東大阪市金物町三番七号 (甲) 鳥居金属興業株式会社

大阪府東大阪市金物町三番七号 代表取締役 鳥居新一郎

(乙) 東海アルコック工業株式会社 代表取締役 鳥居新一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 全部を承継して存続し乙および丙は解散すること にいたしましたので公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年七月十七日 七十一頁(号外第一六四号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年七月十七日 七十一頁(号外第一六四号)

丙 掲載紙 官報

令和七年八月二十五日 掲載の日付 令和七年七月十七日 掲載頁 七十一頁(号外第一六四号)

広島県広島市中区富士見町八番二四号 (甲) ジャパンエレベーターサービス中

代表取締役 宇野 四国株式会社

高知県高知市天神町一一番一三号

徳島県徳島市幸町一丁目四四番地 四国昇降機サービス株式会社 代表取締役 伊藤

四国エレベーターサービス株式会社 代表取締役 宇野 真輔

丙

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 日刊工業新聞

令和七年八月二十五日 山口県下関市山の田本町一七番一〇号 掲載頁 九頁 掲載の日付 令和七年八月五日

山口県下関市山の田本町一七番二三号 代表取締役 大森 嗣隆

(甲) 株式会社飛鳥会館

代表取締役 大森 嗣隆 (乙) 株式会社アスカ

官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年七月二十二日 一九〇頁(号外第一六七号)

確定した最終事業年度はありません。 掲載の日付 令和七年七月二十二日 一九一頁(号外第一六七号)

福岡市中央区赤坂一丁目一四番二二号 (甲) 株式会社新日本ホテルズ

六五五四番地の (乙) 株式会社瀬の本観光ホテル

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散する ことにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

掲載の日付 令和七年七月二十二日

掲載頁 一九一頁(号外第一六七号)

掲載紙 官報

令和七年八月二十五日

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川 代表取締役 前田 洋

代表取締役 洋

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺六七七七

○ (丁) 朱北太宗上寸! " 《丁)朱北太宗上寸! " 代表取締役 前田 洋 0

株式会社樹コーポレーション 代表取締役 前田 洋

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲

 \mathbb{Z} 掲載 官報

(甲) 株式会社三好不動産 代表取締役 三好 修

ビル二F (乙)株式会社スマイルプラザ東京都港区新橋二丁目六番一号さくら新橋 代表取締役 笠 清太(乙)株式会社スマイルプラザ

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載 官報 掲載頁 一九三頁 掲載の日付 令和七年七月三十一日 掲載の日付 令和七年七月三十一日 (号外第一七五号)

 \mathbb{Z}

令和七年八月二十五日 熊本市南区日吉二丁目一〇番一号 掲載頁 一八三頁 (号外第一七五号) (甲) 熊本トヨタホールディングス株式

熊本市南区野田三丁目六番一〇号 (乙) 株式会社ジェームスケイティ 代表取締役 與縄 義昭

代表取締役

丙 株式会社黒川温泉御処月洸樹

掲載 官報

掲載頁 九十七頁(号外第一八一号)掲載の日付 令和七年八月八日

掲載頁 九十五頁 (号外第一八一号)掲載の日付 令和七年八月八日

令和七年八月二十五日 福岡市中央区今川一丁目一番一号

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報

令和七年八月二十五日 掲載頁 二五四頁 (号外第一四八号) 掲載の日付 令和七年六月三十日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番一二号 (甲) 株式会社ヒューマック 代表取締役 大久 智弘

中村 幹男 ことにいたしました。

吸収分割公告

貸・管理・保有・保全事業を含む、株式管理・保地一)の管理部門(総務、経理、人事、不動産賃 有)の事業に関する権利義務を承継することにい 運輸(乙、住所群馬県伊勢崎市三室町五二二九番 たしましたので公告します。 当社(甲)は、吸収分割により株式会社伊勢崎 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載紙 官報

掲載页 三一二頁(号外第一六八号)掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載紙 官報

 \mathbb{Z}

掲載の日付 令和七年八月十八日 掲載頁 五十六頁 (号外第一八六号)

令和七年八月二十五日

群馬県伊勢崎市三室町五二二九番地一 代表取締役 橋本 雅也ISEホールディングス株式会社

吸収分割公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ことにいたしましたので公告します。 る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させる 事業およびこれに附帯関連する事業に関して有す この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の建物清掃請負 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 日刊工業新聞

掲載頁 四頁 掲載の日付 令和七年八月十四

ス新川ビル・アネックス二F 東京都中央区新川一丁目一六番一四号アクロ

(乙)室町ビルサービス株式会社

吸収分割公告

に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させる 左記会社は吸収分割して甲は乙のポイント事業

> 社法第七八四条第二項の規定に基づき株主総会の 月一日に終了しております。 承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和七年八 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、乙は会

です。 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載 官報

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 九十頁 (号外第一六六号) 掲載の日付 令和七年七月十八日

 \mathbb{Z} 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月八日

令和七年八月二十五日 掲載頁 二頁

東京都千代田区大手町二丁目三番二号 代表取締役 立石 尚久 (甲) 株式会社LXIO

代表取締役 角谷 (乙) 株式会社トモズ 東京都文京区西片一丁目一五番一五号

吸収分割公告

及び電子マネー事業に関する権利義務を承継し乙左記会社は吸収分割して甲は乙のポイント事業 承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和七年八 月一日に終了しております。 社法第七八四条第二項の規定に基づき株主総会の はそれを承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、乙は会

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 九十頁 (号外第一六六号) 掲載の日付 令和七年七月十八日

令和七年八月二十五日 掲載 官報 掲載頁 一八七頁(号外第 掲載の日付 令和七年六月二十六日 一四四号

東京都千代田区大手町二丁目三番二号 (甲) 株式会社LXIO

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号 (乙) サミット株式会社 立石

代表取締役

服部

哲也

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

吸収分割公告

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 事業及び財務管理事業並びにこれらに付随する事 ることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の関係会社管理

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲)確定した最終事業年度はありません。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月二十五日 東京都新宿区市谷本村町三番二九号

株式会社エージェントIGホール ディングス 代表取締役 一戸 敏

東京都新宿区市谷本村町三番二九号 (乙) 株式会社エージェント・インシュ アランス・グループ

代表取締役 戸 敏

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 し乙はそれを承継させることにいたしました。 〇rder事業に関する権利義務の一部を承継 左記会社は吸収分割して甲は乙のTakeMe この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

 \mathbb{Z} 掲載 日刊工業新聞 掲載頁 二十一頁 掲載の日付 令和七年八月十五日

和七年八月二十五日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロス 東京都渋谷区道玄坂一丁目一四番六号 (甲) GMOフィナンシャルゲート株式 代表取締役 杉山憲太郎

オフィス内幸町六〇五号 (乙) TakeMe株式会社 代表取締役 董 路

27

吸収分割公告

ることにいたしました。この会社分割に異議のあ 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ お申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状 況は次のとおりです。 る債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産仲介事

甲 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年八月十五日

掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁

五頁

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載の日付 令和七年八月十五日

令和七年八月二十五日 掲載頁 五頁

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

(甲) 株式会社リロケーション情報セン 代表取締役 宮澤 宜男

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号 (乙) ケイズマネージメント株式会社

代表取締役 冨田 直樹

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 瀬ライオン店経営事業に関する権利義務を承継 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙のパチンコ店清 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 乙はそれを承継させることにいたしました。

掲載頁 七頁 掲載の日付 令和七年八月六日 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年八月二十五日 東京都港区新橋三丁目二〇番一号

代表取締役 岸野 (甲) 東和産業株式会社 秀英

東京都港区新橋三丁目二〇番一号 (乙) 東和アミューズメント株式会社 代表取締役 岸野 誠人

吸収分割公告

載の権利義務を承継し乙はそれを承継させること にいたしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の分割契約書記

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出(甲) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

会生 代表取締役 藤田 誠(甲)INCLUSIVE分割準備株式 一号

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させる 利義務は除かれる。)及び商業施設運営管理事業に ことにいたしました。 ズ事業(但し、ソフトウェア等の資産に関する権 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ main/corp/m/5/m556/index.html

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラ main/corp/m/5/m505/index.html

甲 A p a m a n 株式会社 Property

(ハン ハ・・・) トラストタワーN館 内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の A paman Net 式会社 代表取締役 twork株

吸収分割公告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 義務を承継することにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 甲 確定した最終事業年度はありません

掲載頁 一〇一頁 (号外第一八一号) 掲載の日付 令和七年八月八日

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 令和七年八月二十五日 静岡県藤枝市築地七〇八番地の一

東京都港区虎ノ門四丁目一番

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

(乙) INCLUSIVE株式会社

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフランチャイ

(N) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ 令和七年八月二十五日

番地の一)の鉄鋼業及び金属加工業に関する権利シャーリング(乙、住所静岡県藤枝市築地七〇八当社(甲)は、吸収分割により株式会社三和

吸収分割公告

三和シャーリング株式会社

代表取締役 鈴木 常夫

社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項 せることにいたしましたので公告します。 業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継さ に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会 左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車販売事

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

決定しております。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出(甲) https://www.entetsu.co.jp/koukoku/570/

令和七年八月二十五日 静岡県静岡市駿河区稲川二丁目二番一号

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一 代表取締役 鈴木 利昭

(甲) 株式会社青山商会

代表取締役 (乙) 遠州鉄道株式会社 丸山

吸収分割公告

承継させることにいたしました。 部に関して有する権利義務を承継し甲はそれを 左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業の この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 官報

掲載頁 六十七頁 (号外第一八六号) 掲載の日付 令和七年八月十八日

(乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年八月二十五日

愛知県田原市中山町北松渕一六番地 (甲) 株式会社オフィスモリシタ

愛知県田原市中山町北松渕一六番地 代表取締役 森下 寬

代表取締役 (乙) 株式会社カサベラ 森下 幸美

 \mathbb{Z}

の不動産管理事業に関する権利義務を承継するこ 重株式会社(乙、住所三重県津市垂水一六五番地) とにいたしました。 当社(甲)は、吸収分割によりネッツトヨタ三

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 甲 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

和七年八月二十五日

令

三重県津市垂水一六五番地

代表取締役 平野 真也 NTMホールディングス株式会社

ランドにおける美容事業に関する権利義務を承継 レンテ新宿三丁目七階)に対して当社のRBLブ させることにいたしました。 当社は、新設分割により新設する株式会社RB (住所東京都新宿区新宿三丁目四番八号京王フ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

掲載紙 掲載の日付 日刊工業新聞 令和六年十月二十二

掲載頁 九頁

令和七年八月二十五日 東京都新宿区新宿三丁目四番八号京王フレ

ンテ新宿三丁目七階

代表取締役 本間 智之株式会社LadyBird 本間

ターワークスマネージメント(住所横浜市神奈川 区金港町一番地四)に対して当社の不動産事業に 当社は、新設分割により新設する株式会社ス

関する権利義務を承継させることにいたしました

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとお

掲載頁 二百掲載紙 日刊

令和七年八月二十二日

日刊工業新聞

一頁

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

月曜日

1 ■ 0 E付 令和七年八月六日 掲載頁 二二八頁 、 掲載頁 五十五頁 (号外第一七九号) 掲載頁 五十五頁 (号外第一七九号) 新設分割公告

しましたので公告します 掲載の日付 掲載 官報 令和七年八月十五日

新設分割公告

る権利義務を承継させることにいたしましたので 番三〇号)に対して当社の不動産管理事業に関す UST株式会社(住所名古屋市東区葵一丁目一九 公告します。 当社は、新設分割により新設するTCF T R

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月九日

掲載頁 四十二頁 (号外第一二六号) 令和七年八月二十五日

名古屋市東区葵一丁目一九番三〇号

代表取締役 武部

戸市美濃池町一五番地三)に対して当社の飲食店 NSHO Laboratory (住所愛知県瀬 ましたので公告します。 事業に関する権利義務を承継させることにいたし 当社は、新設分割により新設する株式会社DE

令和七年八月二十五日 横浜市神奈川区金港町一番地四 代表取締役 金子 敬史株式会社スターワークス

ストメント株式会社(住所東京都三鷹市新川六丁 目三番一〇号四〇五)に対して当社の投資有価証 券事業に関する権利義務を承継させることにいた 当社は、新設分割により新設するMTKインベ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一一三頁(号外第一八五号) 令和七年八月二十五日

川崎市麻生区白鳥二丁目二番八号 代表取締役 長谷川義榮 MTKアセット株式会社

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

株式会社AICOH

篤紀

新設分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

当社は、株式会社に組織変更することにいたし組織変更公告 ました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月二十五日

代表社員 仕員 田島 雅俊 合同会社DMK

新宿三〇

東京都新宿区新宿五丁目三番七号AXIS

組織変更公告 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月二十五日 東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号 同会社 代表社員 大貫 徹 で表社員 大貫 で表述メント合

組織変更公告

当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 令和七年八月二十五日 OHANAアセットマネジメント合同会社 東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号

掲載の日付 掲載 官報 掲載頁 五十五頁 (号外第一八〇号) 令和七年八月七日

愛知県瀬戸市美濃池町一五番地三令和七年八月二十五日

ました。

組織変更公告

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

代表社員 大貫

徹

代表取締役 位 金光 秀明株式会社電商

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

令和七年八月二十五日

東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号

会社 代表社員 大貫 徹MAHALOアセットマネジメント合同

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

ました。 組織変更公告 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年八月二十五日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

茨城県神栖市神栖一丁目一二番一二号

(社員 浦橋 周資合同会社いえちか

ました。

組織変更公告

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

代表社員

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パ

シフィックセンチュリープレイス丸の内八

Synoelec Technology Japan空回珍许

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

株式会社に組織変更することにいたし

令和七年八月二十五日 #馬県太田市南矢島町七五〇番地一和七年八月二十五日 合同会社ほしの動物病院和七年八月二十五日

階

組織変更公告 ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 更後の商号は株式会社Ameliaとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、 令和七年八月二十五日 組織変

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号U

代表社員

渡邉絵里雅

合同会社Amelia

Sビル八階

組織変更公告

ました。 当社は、 合同会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月二十五日 確定した最終事業年度はありません

号日本橋水野ビル七階 東京都中央区日本橋室町一丁目一一番

代表取締役 野坂 司 BACKRANK株式会社

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月二十五日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

東京都練馬区小竹町一丁目四五番一号

代表社員 直川 太郎

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

1534号

令和七年八月二十五日 東京都墨田区両国二丁目二〇番一二号ライ オンズステーションプラザ五〇四号

代表社員 岡本 直大合同会社岡直

ました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

令和七年八月二十五日 東京都台東区上野六丁目八番一九号 KM-systems合同会社

官

代表社員 三輪 賢治

株式会社に組織変更することにいたし

令和七年八月二十五日 東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座

代表社員 三輪 賢治

組織変更公告

ました。 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 和七年八月二十五日

大竹ビジデンス二階

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

フリーエージェント合同会社

宿水間ビル六階 東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新 フロンティア合同会社 代表社員 三輪 賢治

29

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月二十五日

ルゴ四〇七号室 東京都港区赤坂三丁目一一 番一四号赤坂ベ

代表社員 齋藤 太合同会社リザルトフォース

組織変更公告

ました。 当社は、

令和七年八月二十五日

東京都小金井市前原町四丁目七番二四号

組織変更公告

しました。組織変更後の商号は金山土木株式会社 とします。 当組合は、株式会社に組織変更することにいた

は当組合事務所に備え置いてあります。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年八月二十五日

岐阜県下呂市金山町下原町二四番地一

ました。 組織変更公告 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 森永

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 森

文希

金山土木協業組合

代表理事 廣瀨 銛男

令和七年八月二十五日

愛知県江南市古知野町宮裏一五番地 合同会社はなみずきリクルートメント 陽子

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

号室

ました。

合同会社ArchiTap

大阪市平野区長吉川辺三丁目三番一号

合同会社トモサキ

力発生日を令和七年十月一日に変更いたしました ので公告します。 当社は、令和七年九月一日予定の吸収合併の効

東京都港区南麻布三丁目一〇一一九南麻布 コンパウンド二〇一

代表取締役 カイル・マシュー・ジェラ

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

りず。https://www.murogas.co.jp/ 令和七年八月二十五日

令和七年八月二十五日 名古屋市中村区角割町二丁目二五番地の一 アクオトラスト合同会社 代表社員

森

慎太郎

組織変更公告

当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月二十五日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

大阪市鶴見区諸口六丁目二番二九—三〇一 合同会社Y、Sコントラプンクト 代表社員 山本 有記

組織変更公告

当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月二十五日

表社員 三上 智也

効力発生日変更公告

令和七年八月二十五日

ありがとうジャパン株式会社

資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 当社は、資本金の額を三千二百五十万円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

北海道室蘭市日の出町二丁目四四番一号 室蘭ガス株式会社

代表取締役

末長

守人

資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円 この決定に対し異議のある債権者は、 本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

です。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 掲載頁 五十六頁 (号外第一八六号) 令和七年八月二十五日 令和七年八月十八日

東京都中央区日本橋浜町二丁目二四番一号 株式会社スタンダードメタル商會

代表取締役 齋藤 信嘉

資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億八百二十万円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年七月三十 掲載 日刊工業新聞

掲載頁 二頁 令和七年八月二十五日

東京都品川区南大井六丁目二六番二号

代表取締役 (取締役 唐沢雄三郎One人事株式会社

資本金の額の減少公告

う。)により資本金の額が増加することを条件とし 募集株式の発行(以下「本募集株式の発行」とい 額を減少し、資本金の額を一億円とすることにい て、本募集株式の発行による資本金の増加額の全 たしました。 当社は、令和七年九月三十日を払込期日とする

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載の日付 掲載頁 一一一頁 (号外第一八五号) 令和七年八月十五日

令和七年八月二十五日

株式会社IDIインフラストラクチャーズ 東京都港区南青山二丁目二番一五号 代表取締役 石坂 弘紀

月曜日

官

当社は、資本金の額を五億円減少し一千万円と資本金の額の減少公告 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 することに致しました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手 町プレイスウエストタワー二四階 和七年八月二十五日

なお、確定した最終事業年度はありません。

株式会社JSS01

代表取締役 鈴島 宏治

資本金の額の減少公告

四百二十六円減少し一億円とすることにいたしま この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億二千百四十八万五千

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 産東京三田ガーデンタワー二九F 東京都港区三田三丁目五番一九号住友不動 和七年八月二十五日 代表取締役 小田 則彦ジャパンワランティサポート株式会社

資本金の額の減少公告

千四百五十七円減少することにいたしました。 少することにより、最終的な資本金の額を一千万 株式の発行により増額した資本金の額も同額分減 円といたします。 十九日までに資本金が増額した場合は、当該募集 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億四千九百九十六万五 ただし、募集株式の発行により令和七年九月二

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 七十四頁 (号外第三十一号) 掲載の日付 令和七年二月十七日 東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号 和七年八月二十五日 代表取締役 西和田浩平 アスエネ株式会社

令和 **7** 年 **8** 月 **25** 日

資本金の額の減少公告

す。川区東品川二丁目五番八号に本店移転する予定で川区東品川二丁目五番八号に本店移転する予定で とにいたしました。 当社は、資本金の額を一億五百万円減少するこ なお、当社は、令和七年九月一日付で東京都品

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年八月二十五日

掲載頁 二頁

令和七年八月二十五日

東京都港区芝四丁目三番一一号 ヒヤリング・ディストリビュータ・ジャ パン株式会社 代表取締役 林

義秀

資本金の額の減少公告

とにいたしました。 資本金の額を二億七千万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月二十五日 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラ ストタワー三三階 AIPヘルスケアジャパン合同会社

代表社員 エイ・アイ・ピー・ジャパ ン・エルエルシー 職務執行者 増村 裕之

資本金の額の減少公告

万六百六十八円減少し一億円とすることにいたし ました。 当社は、 資本金の額を七十九億四千三百五十四

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月二十五日 内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の APAMAN株式会社

http://www.apamanshop-ir.com/

資本金の額の減少公告 代表取締役

大村

浩次

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円

主総会の決議は、令和七年八月十八日に終了して とすることにいたしました。 おります。 効力発生日は令和七年九月二十九日であり、株 です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日 坂ビルディング四一○ 東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益

資本金の額の減少公告

代表取締役 宇田

翔馬

株式会社キルマ

会の決議は、令和七年八月二十二日に終了してお し金九○○○万円とすることにいたしました。当社は、資本金の額を金一億五七五○万円減少 効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://rbisolar.jp/public-notice

令和七年八月二十五日

東京都港区西新橋一丁目五番九号 RBI SOLAR株式会社 代表取締役 塩浦 貴之

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金を二億五百万円減少し、 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 一億円

掲載頁 二四六頁 (号外第一六九号) 掲載の日付 令和七年七月二十四 令和七年八月二十五日 神奈川県厚木市森の里紅葉台三番地一

資本金の額の減少公告 代表取締役 高本

勝己

堀硝子株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円

掲載頁 七十四頁 (号外第一七七号) 掲載の日付 令和七年八月四 山梨県甲府市川田町三八九番地令和七年八月二十五日 株式会社セントラル物産

代表取締役

光藤千恵子

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千円減少し一億円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を九億八千四百九十八万四 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報 です。

掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号) 掲載の日付 令和七年二月十七日 令和七年八月二十五日

三重県津市栄町三丁目一四一番地一

株式会社医用工学研究所 代表取締役 笠﨑 州雄

資本金の額の減少公告

いたしました。 当社は、資本金の額を五百万円減少することに

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十五日 掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号) 令和七年七月七日

京都市上京区丸太町通千本東入中務町四九 一番地の三〇ブラザービル

株式会社京都ゼネラルセンター 代表取締役 希人

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百六十円減少することにいたしました。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を十八億二千五百万五千九 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 三頁 掲載の日付 令和六年十二月二十三日

令和七年八月二十五日

大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号

株式会社アクトワンヤマイチ 代表取締役 山田 耕次

掲載の日付 令和七年六月二十日

掲載頁 四頁

準備金の額の減少公告 当社は、資本準備金の額を四億二千八百七十四

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万八百円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 六十頁 (号外第一四六号) 掲載の日付 令和七年八月二十五日 愛知県豊田市前山町四丁目二一番地 令和七年六月二十七日 株式会社葵アセット

準備金の額の減少公告 当社は、資本準備金の額を全額減少することに

代表取締役 廣瀬

晋也

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 いたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 掲載 伊勢新聞 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月二十五日 三重県松阪市愛宕町一丁目一〇〇番地 株式会社松阪介護サービス

官

代表取締役 堀江 啓子

資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七千五百万円、資本準備

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億 円、五千万円とすることにいたしました。 しております この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 株主総会の決議は、令和七年八月十八日に終了 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一四〇頁(号外第一四四号) 掲載の日付 令和七年六月二十六日 令和七年八月二十五日 SCSKオートモーティブH&S株式会社 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

掲載 官報

31

代表取締役社長

前田

英樹

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 額を一千万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の

掲載紙 官報

掲載頁 一八七頁 (号外第一七五号) 掲載の日付 令和七年七月三十一日 令和七年八月二十五日

前ビル一号館六〇五 株式会社スペイシー 東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅 代表取締役 平川 雅一

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千三百八十四円減少することにいたしました。 千八百円、資本準備金の額を二億二千八十四万八 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、 資本金の額を二億三千六百三十六万四

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 令和七年八月二十五日

東京都新宿区市谷本村町三番二九号 株式会社エージェント・インシュアラン ス・グループ 代表取締役 一戸 敏

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 たしました。 八百三十六万九千九百三十八円減少することにい 八千八百四十四円、資本準備金の額を十一億九千 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を十五億四千六百五十五万

掲載頁 三十四頁 (号外第八十五号) 掲載の日付 令和七年四月十五日 令和七年八月二十五日 内仲通りビル六階 東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の

キャピタランド・ジャパン株式会社

代表取締役

山田

秀人

一千六百七十二円となっております

資本金及び準備金の額の減少公告

準備金の額を十億三千三百六十一万一千六百七十 六円減少することにいたしました。 し、その全額を資本準備金とするとともに、資本 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億七千四百二万円減少

ですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

円となっております。

令和七年八月二十五日

株式会社Azoop

資本金及び準備金の額の減少公告

本準備金の額がそれぞれ四十六億百六十九円増加当社は、募集株式発行により資本金の額及び資 九円減少することにいたしました。 することを条件として、それぞれ四十六億百六十

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。 令和七年八月二十五日

代表取締役

資本金及び準備金の額の減少公告

するとともに、資本準備金の額を五億一千二十三 千九百二十六円減少し、その全額を資本準備金と 万七千七百五十四円減少することにいたしまし 当社は、資本金の額を二億九千九百九十九万九

準備金の額は十億五千六百二十二万六千百五十九 し、現在資本金の額は二億七千四百二万円、資本

掲載紙 官報

掲載页 一一六頁 (号外第十四号)掲載の日付 令和七年一月二十四日

東京都港区芝大門二丁目五番五号

代表取締役 朴 貴頌

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社MPI 山﨑祐一郎

二十六円、資本準備金の額は七億三千七百十五万 ですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 し、現在資本金の額は三億九百九十九万九千九百 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一八三頁 (号外第一七五号)掲載の日付 令和七年七月三十一日 令和七年八月二十五日 熊本県水俣市浜松町五番九八号

代表取締役CEO 小川

AMI株式会社

準備金の額を二億六千六十九万五千九百十二円減当社は、資本金の額を七千七百五十万円、資本 資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七千七百五十万円、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載页 一五一頁(号外第一七一号)掲載の日付 令和七年七月二十八日 掲載 官報

令和七年八月二十五日 大分県津久見市港町一番一五号

代表取締役 宮﨑昇 2表取締役 宮﨑昇一郎 宮崎産業海運株式会社

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する定款変更につき通知公告 で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの

令和七年八月二十五日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 神奈川県藤沢市本藤沢一丁目二番八号 信光実業株式会社

代表取締役

西之薗康憲

で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年九月九日付で株券を発行する定款変更につき通知公告 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日

新潟県新潟市江南区横越川根町一丁目二番

日綋土木工業株式会社

定款変更につき通知公告 代表取締役 平井

四号

で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する

なお、同日に当社の株券は無効となります。 令和七年八月二十五日 鳥取市叶一一二番地の

代表取締役 久本木材株式会社 久本 雅義

番一一号エステートピア・アシダー○四

被相続人 亡 尾崎 正治

定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの で公告します。 当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日 鳥取市叶一一〇番地一 久大建材株式会社

合併につき株券等提出公告 代表取締役 森田

正行

とにいたしましたので、当社の株券を所有する方 は、株券提出日である令和七年九月二十六日まで に当社にご提出下さい。 当社は、株式会社GWAと合併して解散するこ 令和七年八月二十五日

株式会社ゲートウェイアーチ 代表取締役 小林 英輔

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アーク

レジデンス市谷仲之町一〇一

本籍兵庫県宍粟市山崎町野々上六一一番地 二、最後の住所東京都杉並区松庵三丁目三八

限定承認公告

限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の 相続人は令和七年八月十三日東京家庭裁判所にて ときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和七年一月十一日死亡し、その ました。

官

東京都中野区上高田二丁目二一番一〇号サ ンツイン上高田三〇三

令和七年八月二十五日

限定承認者 尾﨑茉莉緒

限定承認公告

所名古屋市守山区町北一一番五〇号 本籍名古屋市東区大幸二丁目一番、最後の住

限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の 続人は令和七年八月十二日名古屋家庭裁判所にて ときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和六年九月六日死亡し、その相被相続人 亡 高根 正次

令和七年八月二十五日

佐賀県鳥栖市神辺町一五七〇番地一〇 相続財産清算人 後藤 秀樹

合併公告及び資本金の額の減少公告

承継して存続し乙は解散することにいたしまし 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を

億円とすることにいたしました。 資本金の額を十五億六千五百九十万円減少し、一 なお、甲は効力発生日をもって、商号を昭和K また、甲はこの合併の効力発生日前日までに

反田一丁目二番三三号に移転します。 DE株式会社と変更し、本店を東京都品川区東五

る債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に お申し出下さい。 この合併及び資本金の額の減少に対し異議のあ

(甲)確定した最終事業年度はありません。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(N) https://www.showa-hp.co.jp/ 令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号 (甲) SKDEホールディングス株式会社

東京都品川区東五反田一丁目二番三三号 代表取締役 中島 聖介

(乙) 昭和KDE株式会社 代表取締役 田中 基博

株式交付公告

式交付子会社とする株式交付をすることにいたし ス(乙、京都市西京区大枝中山町二番四四)を株 当社(甲)は、株式会社KMCホールディング

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報

令和七年八月二十五日 東京都中野区本町一丁目三二番二号 掲載頁 八十九頁 (号外第一八八号) 掲載の日付 令和七年八月二十日

イーソル株式会社 正樹

代表取締役 権藤

優先資本金の額の減少公告 ることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 優先資本金の額を一億六千万円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

び損益計算書の開示状況は次のとおりです 令和七年八月二十五日 http://www.asa-epn.jp/ir/00000604/78py/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

取締役 粟国

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号 モノケロス特定目的会社 正樹

優先資本金の額の減少公告

することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を三百五十三億円減少

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の号外第八十二号五十四頁に掲載されています。 び損益計算書の要旨は令和七年四月十一日付官報 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月二十五日 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

東京都港区赤坂九丁目七番二号 エクイニクス・ハイパースケール1・

ジャパン特定目的会社 取締役 ドナルド・キャンベル

優先資本金の額の減少公告

基づき、優先資本金の額を金五十億円減少するこ とにいたしました。 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とおりです この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

掲載紙 官報

掲載頁 一四四頁 (号外第一六一号)掲載の日付 令和七年七月十四日 令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

九月二十六日までに当社にご提出下さい。 証券を所有する方は、効力発生日である令和七 ることにいたしましたので、当社の当該優先出 当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却 令和七年八月二十五日 東京都港区赤坂九丁目七番二号 ジャパン特定目的会社 エクイニクス・ハイパースケール1・ 取締役 ドナルド・キャンベル

債権申出の公告(第一回)

ていない。 の公告まで行なわれたものの、 和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散 県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭 当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静 清算の結了に至っ

第一号)より当職が清算人に選任されました。 の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、 年六月二十四日、静岡地方裁判所(令和七年(チ)当土地改良区の残余財産の清算のため、令和七 右期間内にお申し出がないときは清算から除斥し 当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載

令和七年八月二十五日

静岡県藤枝市田沼三―二〇―二四 焼津市越後島土地改良区

清算人 弁護士 岩山 雅一

訂正公告

につき訂正します。 目八番地六号DUCOZⅠP八○三号室」の誤り 都江戸川区平井四丁目八番地八号DUCOZIP 八〇三号室」とあるは、「東京都江戸川区平井四丁 令和七年六月十日掲載の組織変更公告中、「東京

令和七年八月二十五日

東京都江戸川区平井四丁目八番地六号DU COZIP八○三号室

合同会社KARAFULL 代表社員 野田 幸男

正 誤

内閣府令第五-	令和七.	ページ
监	崔	段
十六	年六月十八	行
、号(道路交通法:	八日(号外第百三十	誤
[施行規則の一部	三十四号) 公布	正

を改正する内閣府令

<i></i>				ź	I F 資	すす	-	
″ 三七	三六	"	三七	"	"	"	三六	
一一二八二 4時限	終りから	一七	一二	<i>"</i>	" 4 時限	" 九 5時限	終りから九年	
4 時限			5 時限		4時限	5時限	九月	